



UNIVAS

安全安心ガイドライン

第3版
2026年5月

一般社団法人 大学スポーツ協会
安全安心委員会

はじめに

2019年3月、大学スポーツ協会（UNIVAS）は、「大学スポーツの振興により『卓越性を有する人材』を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する」ことを設立理念として設立されました。

その中で、大学スポーツ協会は3つの事業内容を大きな柱として設定いたしました。一つ目が「学びの環境整備」事業であり、二つ目の事業が「大学スポーツにおける安全安心の確保」、三つ目が「大学スポーツを盛り上げる」事業であります。「大学スポーツにおける安全安心の確保」の検討は、日本版NCAA 設立準備委員会作業部会及び大学スポーツ協会安全安心作業部会で約2年間に亘り行って参りました。

この「大学スポーツにおける安全安心の確保」のために作成されたのが本ガイドラインであり、2020年1月に初版を発刊しました。2022年4月には、落雷による外傷、ハラスメントや暴力の防止を追加し、第2版を発刊しました。このたび、ガバナンス向上の取組み、不祥事対応を追加し、改定第3版を発刊することになりました。今後も必要に応じて改訂して参ります。

これまでは、それぞれの大学や競技団体において安全安心なスポーツ活動の取組がなされて参りましたが、本ガイドラインによる共通の基準を適用することで、より一層安全安心な活動を目指していただくことを願っております。

そして、本ガイドラインが、大学スポーツにおける安全安心な活動が実施されるための一助となり、ひいては大学スポーツの発展に貢献することを期待しております。

2026年5月

一般社団法人大学スポーツ協会
安全安心委員会委員長 川原 貴

目次

01 第1章

UNIVAS 安全安心ガイドラインについて

1. UNIVAS における安全安心の取組
2. UNIVAS 安全安心ガイドラインの目的と位置付け

03 第2章

事故防止のための安全管理体制

1. 事故発生要因から見た事故防止の取組
 - (1) 活動内容（目標と計画）
 - (2) 施設・設備・用具
 - (3) 人
2. 大学スポーツ統括部局等による事故防止の取組
 - (1) 大学スポーツ統括部局における安全管理体制
 - (2) 学生競技団体における安全管理体制

09 第3章

大学スポーツにおける重大事故の予防

1. スポーツ活動中の重大事故の概要
 - (1) 頭部外傷
 - (2) 頸部外傷
 - (3) 熱中症
 - (4) 心停止
 - (5) 落雷による外傷
2. 重大事故の予防と対応
 - (1) 頭部外傷
 - (2) 頸部外傷
 - (3) 熱中症
 - (4) 心停止
 - (5) 落雷による外傷

37 第4章

施設・設備等の整備・点検と医療機関との連携

1. 施設・設備等の安全点検
 - (1) スポーツ施設・設備・用具の保守点検の概要
 - (2) スポーツ施設・設備・用具の保守点検方法
 - (3) 安全具の整備・点検
2. 医療機関との連携
 - (1) 医療機関との連携と健康管理担当者
 - (2) 健康管理担当者の役割

3. 自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator、AED) の設置

- (1) スポーツ施設におけるAED の適正配置
- (2) AED 設置が推奨されるスポーツ施設と種目
- (3) AED 設置に際して考慮すべき点

4. 湿球黒球温度 (Wet Bulb Globe Temperature、WBGT) 計の設置

- (1) 暑さ指数WBGT の活用
- (2) スポーツ活動中の熱中症発生とWBGTとの関係
- (3) 危機管理としての WBGT 測定

48 第5章

事故発生時の対応体制

1. 適切な連絡経路の確保
 - (1) 大学スポーツにおける平常時連絡経路の確保
 - (2) スポーツ外傷・障害・疾病発生時（重症以外の場合）の連絡経路
 - (3) スポーツ外傷・障害・疾病発生時（重症の場合）の連絡経路
 - (4) 自然災害、人的災害時等の連絡経路
2. 緊急時対応プラン (Emergency Action Plan、EAP) の策定
 - (1) スポーツ時における安全管理体制の作成と実行
 - (2) 応急処置を可能とする救護体制と資機材の配置
 - (3) 事故発生時のフローチャートとフィールドトリアージ
 - (4) 緊急時の連絡先の確認
 - (5) EAP の課題

56 第6章

リスクマネジメントとしての保険加入

1. 保険加入の必要性
2. 傷害保険と賠償責任保険
3. スポーツ指導者の責任
4. 保険加入状況の調査
5. 保険の紹介と加入促進
6. 免責同意書

58 第7章

ハラスメントや暴力の防止

1. ハラスメントや暴力への対応
2. 大学からの指導者に対するハラスメント
3. スポーツ統括部局が担うべき役割
4. UNIVAS 相談窓口

65 第 8 章

ガバナンス向上のための取組

1. 総則
2. 部則及び寮則の必要性
3. 外部から提供された活動資金の管理

72 第 9 章

不祥事対応

1. 不祥事対応の必要性
2. 不祥事対応マニュアルの策定
3. 不祥事対応フロー
4. 不祥事に当たっての大学の検討・対応事項
5. 不祥事が発生した場合に運動部に求められる事項

78 参考資料

1. UNIVAS SSC制度
2. ひな型集

第1章 | UNIVAS 安全安心ガイドラインについて

1・UNIVAS における安全安心の取組

UNIVAS は、スポーツ基本計画（第2次 2017年～）の「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策」に基づいた、わが国初の大学横断的・競技横断的な大学スポーツ統括組織であり、以下の理念の実現を目指すものである。

設立理念

大学スポーツの振興により、「卓越性を有する人材」を育成し、大学ブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する。

UNIVAS における安全安心に関する取組は、安全安心担当理事、その他の理事、会員大学所属の専門家及び有識者により構成される安全安心委員会が担当する。また、会長の承認に基づいた下部組織として、安全安心作業部会と安全安心調査研究部会を設置し、事務局の安全安心部と共に実務を担当する（図 1-1）。



図 1-1 大学スポーツ協会 (UNIVAS) 組織図

UNIVAS は、その設立理念に賛同し、加盟した大学、中央競技団体、学生競技団体等によって構成されている。UNIVAS における安全安心に関する取組とは、上記の大学・競技団体等のネットワークを活用した、安全安心の体制づくりに向けた支援・助言である。具体的には、UNIVAS に加盟する大学・競技団体等において、先行して安全安心の体制づくりを行っている事例や安全安心委員会構成メンバーが有する知見を収集し、体制が不十分な各大学スポーツ現場への人材配置等の支援や、加盟する大学・競技団体等の安全管

理やリスクマネジメントに関する助言を行う。さらに、安全安心委員会が各大学スポーツ現場における事故事例に関する情報収集を行い、そのデータをもとにして、事故予防に向けた研究や予防策の提言を行う。

2・UNIVAS 安全安心ガイドラインの目的と位置付け

(1) ガイドラインの目的

学生が安心してスポーツに取り組めるようにするためには、競技の安全性を確保しなければならない。しかしながら、大学スポーツにおける重大事故は毎年一定数発生しており、これに対応する十分な安全のガイドラインを整備していない大学・競技団体もあるのが現状である。そのため UNIVAS は、その設立理念に基づき安全な大学スポーツを担保するために本ガイドラインを発行する。

本ガイドラインの策定は、大学・競技団体等のこれまでの個別の取組を、UNIVAS が競技横断的に整備してすべての競技の安全安心のレベルを底上げし、その基準を一層向上させることを目的としている。競技横断的なガイドラインを策定することで、競技間の情報交換を促進し、学生や指導者等の安全安心に対する意識をより一層向上させることが期待される。

(2) ガイドラインの位置付け

スポーツには様々な競技があり、実質的な安全安心を確保するためには、その競技の特性に応じた柔軟な対応が必要である。しかし、大学・競技団体等ごとに安全安心に対する取組は様々で、最新の医科学的知見に基づいた国際的な安全水準を定義し、それらを指導者ライセンス制度などで浸透させている大学・競技団体等もあれば、安全対策が十分とは言えない大学・競技団体等もある。そこで本ガイドラインを活用し、すべての大学・競技団体等が、大学スポーツの安全安心を担保する体制を構築する必要がある。

このUNIVAS 安全安心ガイドラインは、すべての大学、すべての競技団体、すべての指導者が遵守することを推奨するものである。それぞれの所属団体で整備されている安全安心に係るガイドラインと照らし、不足している場合は本ガイドラインを適用することで、大学・競技団体等が安全安心な大学スポーツの環境を整備することを目指す。なお、運動部においても本ガイドラインの内容を理解した上で、大学や競技団体、指導者が実施する安全安心のための取組に積極的に協力することが求められる。

第2章 | 事故防止のための安全管理体制

1・事故発生要因から見た事故防止の取組

日本の大学スポーツは大学の課外活動（部活動）として行われているが、「学校教育活動の一環」に位置付けられている高校の部活動と比べると、その位置付けについて明確な規定はなく曖昧な部分がある。しかし大学を評価する認証評価機関の1つ、大学改革支援・学位授与機構は、「学生の部活動や自治会活動等の課外活動は広い意味での大学教育の一環として重要であり、これらの課外活動が円滑に行われるよう支援が必要」としており、大学は学生の自主的・自律的な活動の意義を尊重しつつ、部活動に適切に関与することが求められる。特に学生の学業の充実や、学生が安心して部活動に取り組める安全管理体制の構築などに関して、大学が積極的に関与することが重要である。

大学スポーツの安全管理体制は、学生や各運動部の指導者だけではなく、大学運営の責任者である学長をはじめ、課外活動を支援する部局（学生支援課等）やスポーツ施設の管理を行う部局（施設課等）など、大学スポーツを一体的に統括する事務局（スポーツ統括部局）によって構築されるべきものと捉える必要がある。スポーツ活動に伴う事故の発生要因は多様であるが、諸要因を分類して一般化・パターン化すると具体的な予防対策を講じやすくなる。スポーツ事故の発生要因を、「活動内容（目標と計画）」、「施設・設備・用具」、そして「人」の3つにカテゴリー化すると、学生、指導者及び事務局職員が取り組むべき具体的な事故予防対策が明確化される。

(1) 活動内容（目標と計画）

1) 目標に応じた活動

スポーツ活動に参加する学生の目標に応じた、適切な活動内容が計画的に実施されるべきである。

目標に合致しない無計画な活動は、スポーツ事故の遠因となりやすい。目標、すなわち獲得したい成果に対して、適切な練習内容（強度、時間、頻度等）が準備されているかを慎重に吟味することが重要である。

2) 安全に配慮した活動

スポーツ活動は段階的に行われるべきであり、それが実現されないと安全確保が困難になる。運動強度は徐々に上げることが大切で、例えば1回の活動としても、長期間繰り返される活動としても、低い強度の運動に始まり段階的に強度の高い運動へ移行すべきである。同様に、運動時間は徐々に長く、難易度も次第に高くなるような練習プログラムを用意することが重要で、他にも高さ（高・低）や速度（速・遅）などの視点についても、安全に配慮した活動場所や動作を考慮すべきである。

3) 自然環境の変化に対応した活動計画

雨、風、雷のような自然環境の変化に対して、臨機応変に対応する準備が必要である。また暑熱・寒冷条件の変化は、学生の生理的応答に大きな影響を与えるため、柔軟に活動計画を調整し、

安全を確保する対応が求められる。さらには自然災害等に関する正しい知識に基づいた、適切な危険回避行動（活動中止、避難、退避）を用意しておくべきである。

4) 緊急体制の確認

緊急時に迅速、かつ適切な対応ができるように、あらかじめ緊急時行動計画（Emergency Action Plan、EAP）を整えておく必要がある。

(2) 施設・設備・用具

1) 施設・設備の点検・整備

スポーツ活動を行うグラウンドや体育館、あるいは武道場などの施設・設備の不良の有無を常に点検し、必要に応じて整備すべきである。不整地なグラウンド、床面に損傷がある体育館、畳の一部に亀裂がある道場などは、それ自体がスポーツ事故の直接的な原因になる。またスポーツ施設の広さに応じて活動人数を制限するなど、学生同士の衝突事故を回避する工夫も求められる。

2) 用具の点検・整備

スポーツ活動に使用する用具の定期的な点検・整備は、用具本来の性能発揮に資するだけでなく、破損等に伴う事故防止の観点から、安全管理上も極めて重要である。

3) 救護資機材の配備と点検

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator、AED）、救急箱、ストレッチャー等は、EAP に沿った緊急時対応が実現できるように、適切な場所に配備され、定期的に点検されているか確認する必要がある。

(3) 人

1) 学生に内在する要因の把握

スポーツ活動の主体である学生自身に内在する事故に関連する要因を、正確に把握することが重要である。具体的には、学生の体力、体格、知識、技能、体調、性格、情緒、規範意識、既往症、摂食・睡眠状況、疲労状態、精神状態などであり、これらの特性を踏まえた適切なスポーツ活動内容を選択するべきである。また事故を誘発すると想定される要因については、積極的に排除する努力を続けるべきである。

2) 指導者に内在する要因の把握

学生のスポーツ活動を指導する立場にある、指導者に内在する事故関連要因についても捉えておく必要がある。スポーツ指導者としての専門的知識・技能・指導技術レベルは、高いことが望ましく、これらが低いと事故を誘発しやすくなる。また、1) の学生に内在する事故要因を的確に掌握（観察）する能力を有することもスポーツ事故防止に大きく貢献する。

運動部の指導者には、大学の教職員としての地位を有する指導者（以下「内部指導者」という。）と内部指導者以外の指導者（以下「外部指導者」という。）がおり、運動部によって部長・監督・コーチ・トレーナー等の役職が存在する。

特に外部指導者に関しては、大学との間で業務委託契約が締結されている場合がある一方で、運動部との間で直接契約関係にある場合や監督等の内部指導者個人と契約関係がある場合のほか、ボランティアや契約関係が不明確なままとなっている場合も少なくない。

スポーツ統括部局は、各運動部から指導者の名簿を提出させるなど、運動部に関与している全ての指導者を大学として把握し、指導者の選任プロセス、身分や地位、役割、責任を明確にしておくべきである。

3) 事務局職員に内在する要因の把握

指導者に比べて学生のスポーツ活動現場に立ち会うことが少ない事務局職員にも、事故関連要因が内在する可能性があることを認識しておく必要がある。例えば、事故予防体制、緊急対応体制及び事後対応体制といった安全管理体制の構築には、スポーツ統括部局の事務局職員の責任意識が不可欠といえる。また、スポーツ事故に関する情報収集(2)で示した施設・設備・用具の点検・整備、それを実行可能にする事業・予算計画の立案においても非常に重要な役割を担っていると考えられる。

2・大学スポーツ統括部局等による事故防止の取組

(1) 大学スポーツ統括部局における安全管理体制

大学スポーツの安全管理体制は、学長を筆頭に事務局の各関連部局が横断的に機能することが望ましい。またスポーツ事故等への対応として、発生前（日常の予防）、発生時（緊急対応）、発生後（事後対応、再発防止策の構築）の3つの局面を想定した安全管理体制を、大学スポーツ統括部局等を中心にして全運動部で統一的に構築することが求められる。UINVASでは運動部学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備するため、安全安心認証「UNIVAS SSC」制度を制定している。本制度の適用に向けた取組を行うことは、大学及び競技団体の安全安心に係る環境整備の促進や組織のマネジメント体制の向上を図ることができる。本制度の詳細については、参考資料にて案内する。

1) 事故予防体制

指導者及び事務局職員は、下記のような安全管理意識の向上を図る取組を、計画的に実施することが求められる。

- スポーツ活動中の事故や、使用する施設・設備・用具の危険箇所など運動部を取り巻くリスク全般の洗い出し
- 大学内指導者連絡協議会のような、各運動部を横断しての定期的な情報（安全管理・事故等）共有が可能な機会の確保
- 事故を防止するための様々な義務（安全配慮義務等）・責任について啓発する研修等の機会の確保（1年に1回以上）
- 学生に向けた保険加入の推奨と、学生・指導者の保険加入状況（加入の有無、加入保険の補償範

- 囲把握)の確認(1年に1回以上)
- 安全な施設・設備・用具の維持・管理を目指した大学全体としての事業・予算計画の立案と、施設・設備・用具の危険箇所に対する改善に向けた1年以内の費用対応
- 学外(保護者等)からの指導者に対する過剰な苦情や不当な要求(ハラスメント)への対策・対応
- UNIVAS SSC(安全安心認証制度)認証取得に向けた取組の実施

学生は、下記のような安全管理意識の向上を図る取組を、定期的・日常的に実施することが求められる。

- 保険への加入
- AEDの設置場所の確認・使用方法の研修、心肺蘇生法の研修、EAPのシミュレーションなど実践的かつ体系的な安全管理教育の定期的な学習(1年に1回以上)
- 安全に使用するための施設・設備・用具の維持・管理

2) 緊急対応体制

スポーツ事故等が発生した場合の緊急時救護対応は、生命の危機につながる可能性もある重要なものである。次に挙げる具体的な緊急対応を立案することにより、EAPを整備し、定期的に見直しを図ることと周知することが求められる。

- すべてのスポーツ活動現場(体育館、競技場等)におけるEAPの立案、及び担当者の任命と研修の実施
- 事故現場における最初の応答者の役割の明確化
- 運動部指導者、及び大学への緊急連絡体制の明確化
- 緊急時の連絡経路、救護資機材の機能と確認、医療機関への緊急搬送経路の確保、受診を必要としない場合の対応、救急車(緊急車両)等の大学施設内の誘導経路・地図の共有といった学内の救護体制の有効化

3) 事後対応体制

スポーツ事故が発生した際、緊急時の救護体制と並んで事後対応が重要である。事故の当事者(学生、保護者)への慎重な対応や、再発防止策の構築が求められる。さらに、スポーツ現場で発生し得る事故の現状を知り、その対策を立てるためには事故情報の集約を行うことが重要となってくる。

- 大学と各運動部による事故の詳細な調査・ケガの容態の把握とそれらの集約
- 事故発生時の緊急対応の検証・原因究明、大学と各運動部での情報共有
- 該当スポーツ事故の予防、被害低減に向けた再発防止策の検討

将来的には、各大学単位でスポーツ統括部局のような大学スポーツに関する横断的組織を新たに設置して、その長を中心に安全管理を含めたマネジメント体制を整えることが望ましい。これは、安全安心のための体制確保のみならず、大学におけるスポーツ活動のガバナンスを機能させる基盤となり得る。

(2) 学生競技団体における安全管理体制

大学スポーツの競技大会は、その多くが中央競技団体の下位団体である学生競技団体によって運営されており、その組織規模や形態は様々である。例えば、管轄する競技大会の人気や知名度の関係から、地方の学生競技団体の方が中央の学生競技団体よりも組織化が進んでいる事例もある。また、法人格を取得している学生競技団体が存在する一方、任意団体で運営を行っている学生競技団体も多く存在している。任意団体の場合、学生が責任者である運営体制としている事例も散見されることから、上部組織である中央競技団体の指導の下、緊急時の体制構築を進めることが望ましい。

1) 学生競技団体に想定される事故防止に関する組織

学生競技団体の主な役割は競技大会の運営であり、それに関連して安全管理、広報、財務などの幅広い部門を設置し、加盟大学運動部と連携して運営することが想定される。一方で、各加盟大学運動部の日常的な活動における安全管理体制の構築に寄与することも重要である。ここでは特に、事故防止体制の観点から想定される部門について挙げていく。

- 安全管理部門：競技大会開催時及び開催準備時の会場における安全対策、スポーツ活動中の事故の洗い出し、会場の施設・設備・用具の危険箇所の洗い出し、ガイドラインや研修等による啓発活動の企画
- 審判部門：競技上、重大な事故に繋がる事象についての確認と、その予防に向けた判定基準の共有
- 強化部門：競技レベルや技術の向上に伴う事故のリスクの想定と、予防に向けた指導法の検討
- 運営部門：他部門で検討された安全管理・事故防止の取組の現場レベルでの徹底、活動中に発生した事故に関する情報収集・集約、各加盟大学運動部の学生・指導者の保険加入状況の確認（1年に1回以上）

2) 事故予防体制

加盟大学の関係者に対して、下記のような安全管理意識の向上を図る取組を、計画的に実施することが求められる。

- 加盟大学指導者連絡協議会のような定期的な情報（安全管理・事故等）共有の仕組みづくり
- 出場登録選手（学生）に対する保険加入状況の確認
- 競技大会の会場となる施設側との施設・設備の安全管理状況の確認

3) 緊急対応体制

スポーツ事故等が発生した場合の緊急時救護対応は、生命の危機に繋がる可能性もある重要なものである。特に、競技大会時の緊急対応は、大学内の施設とは異なり、通常使用していない施設であることも考えられる。会場となる予定の施設との連携・協働を通じて、EAPを整備する必要がある。

- 競技大会の会場となる施設の関係者を交えて、EAPの立案、及び大会運営関係者（学生含む）への周知
- 事故現場における最初の応答者の役割の明確化
- 加盟大学の運動部指導者を通じた各大学での緊急連絡体制を機能させることを確認
- 緊急時の連絡経路、救護資機材の機能と確認、医療機関への緊急搬送経路の確保、受信を必要としない場合の対応、救急車（緊急車両）等の会場施設内の誘導経路・地図の共有といった競技大会開催時の救護体制の有効化

4) 事後対応体制

スポーツ事故が発生した際、緊急時の救護体制と並んで事後対応が重要である。事故の当事者（学生、保護者）に対する、当事者が所属する大学と連携した慎重な対応が必要となってくる。また、再発防止策の構築を進めるうえで、スポーツ現場で発生し得る事故情報の集約・検証を行い、加盟大学と共有できる仕組みづくりが求められる。

- 当事者が所属する大学運動部と連携しての事故原因の詳細な調査、事故発生時の緊急対応の検証、さらに、それらの情報の集約と加盟大学間での共有
- 当該スポーツ事故の予防・被害低減に向けた再発防止策の検討と、加盟大学への具体的施策の普及

上記のような体制構築が不十分な学生競技団体においては、UNIVAS の各種支援の活用や、加盟大学との情報交換、さらには中央競技団体との連携を通して運営体制を整えることが求められる。

<参考文献>

公益財団法人日本体育協会（2014）公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅱ「第2章スポーツと法」

望月克也（2009）学生スポーツにおける移動・合宿の管理者責任について、スポーツメディスン、115号：40-41.

第3章 | 大学スポーツにおける重大事故の予防

1. スポーツ活動中の重大事故の概要

スポーツ活動中は、捻挫や打撲など比較的軽微な事故だけではなく、頭頸部外傷（頭蓋内損傷）、頸椎損傷（脊髄損傷）、熱中症、心停止、落雷による外傷（雷撃症）など、生命の危機につながる重大（重篤）な事故が発生する可能性がある。学生が安心してスポーツ活動に取り組めるようにするには、あらかじめ発生し得る事故を想定して予防対策を講じること、そして事故発生時の悪影響を最小限に抑え、重大事故へ発展させないように緊急時行動計画（Emergency Action Plan、EAP）を構築することが必要である。

このようなスポーツ活動中の事故は、主に外因性の「スポーツ外傷」と熱中症や心停止などの「内因性疾患」に分けられ、いずれも重大事故に発展するリスクがある。症状を悪化させず医療機関に迅速に引き継ぐ安全安心のための EAP の作成、そしてスポーツ活動を実施する組織単位、あるいは大学単位での EAP 教育の推進が強く望まれる。

(1) 頭部外傷

重症の頭部外傷は頭部を強打すること等で生じる脳の損傷と考えられ、アメリカンフットボール、ラグビー、柔道、ボクシング、スノーボードなどでの発生が多くみられるが、他のスポーツ種目で発生する可能性がある。

スポーツ活動中の頭部外傷の程度を、受傷直後に、その場で正確に判断することは非常に難しい。なぜなら頭部打撲直後に、重症頭部外傷を疑う意識障害等の症状が必ず発現するわけではなく、頭蓋内で生じている変化を外観から判断できないためである。意識は脳損傷の程度を反映する最も有用な指標となることから、「日本昏睡スケール（Japan Coma Scale、JCS）」などを参照して受傷直後の意識レベルと、その後の意識レベルの変化を継続的に、かつ注意深く観察することが重要で、悪化した場合には速やかに救急要請を行うべきである。

(2) 頸部外傷

頸部外傷（頸髄損傷）はコンタクトスポーツであるラグビー、アメリカンフットボールや柔道で多く発生し、また体操競技の転落や、水泳の飛び込み等でも生じることがある。

受傷直後の初期対応を誤ると二次損傷を引き起こす可能性があり、頸髄損傷を疑った慎重な対応が必要である。手足のしびれや麻痺がある場合には不用意に受傷者を動かさず、救急隊員が到着するまで、頭部を両手で押さえ頸椎が動かないようにすることが大切である。発生頻度の高いスポーツ種目では EAP を作成し、事故対応の定期的な訓練を行い、頭部頸椎を動かさない移送方法、救助のためのスクープストレッチャーの使用など、具体的な救護対応に慣れておくべきである。

(3) 熱中症

スポーツによる熱中症死亡事故の全貌を捉えた国内データはないが、学校のスポーツ活動中に生じた死亡事故は、屋外種目では野球、ラグビー、サッカー、屋内種目では柔道や剣道で多く発生し、あらゆる

スポーツ種目で発生する可能性がある。

熱中症は予測可能で、予防できる疾病であることから、学生や指導者等は、熱中症予防のための周知な準備を怠ってはいけない。スポーツ活動中の湿球黒球温度（Wet Bulb Globe Temperature、WBGT）のモニタリング、環境条件に合わせた活動内容の調節、着衣の工夫、暑熱環境への順化などは非常に重要である。さらに水分補給のためのスポーツドリンクや経口補水液、身体冷却のための保冷剤（アイスパック等）や冷水浴用バスタブ、扇風機等は、すべてのスポーツ種目の活動時に用意されることが望ましい。

(4) 心停止

突然死は「発症から24時間以内の予期せぬ内因性(疾病による)死亡」と定義される(世界保健機関)。突然死の多くは心停止による心臓突然死であり、その他に脳血管障害によるものなどが考えられる。またスポーツ活動に伴う心臓突然死は、ランニング、水泳、野球、その他の様々なスポーツ種目で起こり得る。

心臓突然死を防ぐには、自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator、AED）の速やかな活用が極めて有用で、AEDの適正配置に努め、学生や指導者等への心肺蘇生法教育の推進やEAPの効果的な運用を目指すべきである。

(5) 落雷による外傷

落雷による外傷は、屋外でのスポーツ活動において多く発生する。

落雷による外傷を回避するためには、学生、指導者のみならず、当該スポーツ活動に関わるすべての関係者（施設管理者、大会等運営者、保護者等）が、落雷の及ぼす危険性についての正確な科学的知識に基づき、避難等の予防対策を理解しておく必要がある。また、もし事故が起こった場合でも、冷静かつ迅速に対応できることが肝要である。特に指導者は気象情報を確認し、雷鳴等の落雷の兆候がみられた場合には、速やかに活動の中止・中断の判断を行い、避難を誘導する必要がある。

2・重大事故の予防と対応

(1) 頭部外傷

スポーツ活動中に発生し得る重症頭部外傷をもたらす頭部への衝撃の加わり方は、理論上、大きく3つに分類することができる。直達外力（損傷部に直接的に外力が加わるもの）、並進加速度、及び回転加速度である。しかし実際には、これらの衝撃が複雑に組み合わさって重症頭部外傷が生じると考えられ、その発生機序は明確に特定できるものではなく、病態も多様である。

1) スポーツ活動中の頭部外傷の発生機序と病態

直達外力による頭部外傷は、野球やゴルフのボール、あるいは陸上競技の投擲等の飛来物が、偶発的に頭部に衝突して生じることが多い。外力の直撃部位直下の皮膚や軟部組織が吸収しきれない強い衝撃が加わると頭蓋骨骨折が生じ、また骨折がなくても、脳挫傷や急性硬膜外血腫等が発生することもある。

またスポーツ活動中には、他の選手や壁などに勢いよく衝突したり、高所から落下したりして頭部に衝撃が加わることがあるが、その際に頭部に並進加速度（直線的な加速度）がかかる。その結果、衝突部位直下の脳が損傷し（直撃損傷）、その影響で対角線の部位に陰圧が生じて脳挫傷や脳出血等が発生する（対側損傷）こともあると考えられている。

一方、スポーツ活動中の重症頭部外傷の中で最も発生頻度が高いのは、頭部への衝撃で脳の表面にある血管が切れ、脳を包む膜である硬膜とクモ膜の間、すなわち硬膜下に出血が生じて血腫が形成される急性硬膜下血腫である。出血が多い場合は大脳が圧迫され、頭蓋内圧が高まり、頭痛や嘔吐を来して意識障害が現れる。さらに頭蓋内圧が亢進すると、脳幹を圧迫して生命に危険が及ぶ（昏睡や呼吸停止）。アメリカンフットボール、ラグビー、柔道、ボクシング、スノーボードなどで発生しやすいとされている。これは頭部を回転させるような力、すなわち回転加速度が頭部に加わり、激しく揺さぶられることで、頭蓋骨・硬膜（両者は強く結合）と脳の挙動に大きなズレが生じ、それらを繋ぐ架橋静脈等が破綻して生じると考えられている。

軽度の頭部外傷である脳振盪は、頭部へ加えられた衝撃等で脳が揺さぶられることによって起こる一過性の脳機能の異常とされ、画像検査などでも脳損傷等の異常が認められないために、一般的に軽視される傾向にある。記憶障害（健忘）、頭痛、めまい、ふらつき、吐き気、目の焦点が合わない等の様々な神経症状が出現するが、それらは短時間で完全に回復する。しかし症状からは脳振盪と判断されるケースの中に、急性硬膜下血腫が紛れ込んでいることもあり、頭部を打撲して脳振盪が疑われる場合、その対応は慎重になされるべきである。

2) スポーツ活動中の頭部外傷予防対策

直達外力や並進加速度が頭部に衝撃を与える場合、ヘルメットやヘッドガードの着用はその衝撃を緩衝する作用を有するため、予防対策として有効である。規格に適合し、適正なサイズのもので適切に使用し、定期的な点検を行うことが重要である。また直達外力をもたらず飛来物を回避できる環境条件（防球ネットの設置等）の整備も忘れてはいけない。

一方、急性硬膜下血腫発生の主な要因と考えられる回転加速度は、ヘルメット等の着用によっても減弱されることはなく、頭蓋骨・硬膜と脳とのズレを減少させる効果を持たない。したがって、頭部に回転加速度が加わる競技種目においては、ヘルメット着用の頭部外傷予防的効果は低い。理論上、加速度による頭部への衝撃が最大となるのは、頭部が何らかの対象物に衝突（打撲）した瞬間である。例えば、頭部の動きが衝突時に急停止（負の加速度が発生）すると、脳の実質が慣性によって動き続けようとするため、頭蓋骨・硬膜と脳との挙動が不一致となり、両者を繋ぐ血管が伸展破断するリスクが最大となると考えられる。反対に、静止した頭部に衝突によって急激な回転力が加えられると（正の加速度が発生）、同様の機序で脳実質と頭蓋骨・硬膜の動きが不一致となる。したがって、回転加速度による重症頭部外傷の予防には、頭部に大きな加速度を発生させる頭部打撲の回避が第一に求められる。競技種目の特性により限界はあるものの、頭部への衝撃を減弱するために頸部を中心にした体幹部の筋力強化を図ることは有用と考えられる。アメリカンフットボールやラグビーではタックル時、あるいは柔道では受け身時の受傷が多いことがわかっており、関連技術の向上も予防対策として重要である。

3) 頭部外傷発生時の対応

①意識障害と脳振盪の評価

スポーツ活動中に頭部を打撲した際には、受傷時の意識レベルとその後の変化を正しく観察することが重要で、意識障害の表現にはJCS（図 3-1）が用いられることが多い。意識障害は経時変化することがあり、意識が完全に正常になるまで5分間隔程度で質問を繰り返す必要がある。JCSが2桁や3桁の場合、あるいは症状が悪化していく場合には、早期診断・早期治療を最優先に考え、救急要請して専門医療機関へ搬送する。また、激しい頭痛、繰り返す嘔吐、手足の麻痺、けいれんなどの症状がある場合には、硬膜下血腫や、脳損傷が疑われるので、救急搬送する。

意識障害が一時的であったり、全くなかったりしても、脳振盪症状の有無を適切に評価する必要がある。特に頭痛が強い、あるいは嘔吐（嘔気）を伴う場合は、意識障害の有無に関わらず頭蓋内の出血の可能性を疑い、速やかに医療機関へ救急搬送すべきである。スポーツ現場で、非医療従事者が脳振盪を簡便に評価する方法として、「脳振盪認識ツール6（The Concussion Recognition Tool 6th Edition、CRT6）*」（図 3-2）が提案されており、有効活用が推奨される。

*CRT6

CRT6の原典（2023年）は英語版であり、日本語版が存在しない。そのため国内では、2016年の第5回国際スポーツ脳振盪会議の合意に基づいて公表された英語版CRT5（2017年）から作成された日本語版CRT5（日本脳神経外傷学会スポーツ脳神経外傷検討委員会作成）が利用されている。

I：刺激しなくても覚醒している状態（I桁で表現）

0 意識清明

I-1 だいたい清明であるが、今ひとつはっきりしない

I-2 見当識障害がある（場所や時間、日付が分からない）

I-3 自分の名前、生年月日が言えない

II：刺激で覚醒するが、刺激をやめると眠り込む状態（II桁で表現）

II-10 普通の呼びかけで容易に開眼する

II-20 大きな声または体を揺さぶることにより開眼する

II-30 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する

III：刺激しても覚醒しない状態（III桁で表現）

III-100 痛み刺激に対し、払いのける動作をする

III-200 痛み刺激に対し、少し手足を動かしたり、顔をしかめたりする

III-300 痛み刺激に反応しない

図3-1 日本昏睡スケール（JCS）

脳振盪認識ツール5[©]

小児や若年者や成人の脳振盪に気付くために



FIFA[®]

Supported by



FEI

気付いてやめさせる

頭部への衝撃は、重篤で時に命にかかわるような脳損傷を伴うことがあります。脳振盪認識ツール5（CRT5）は脳振盪の可能性に気付くためのものです。脳振盪と診断するためにデザインされたものではありません。

ステップ1：警告症状—救急車を呼びましょう

もし次のいずれかがあれば、選手を安全にすぐに場外に出して下さい。もしその場に医師がいなければ、すぐに診てもらうために救急車を呼びましょう。

- ・ 首が痛い、または首を押さえると痛い
- ・ ものが二重に（ダブって）見える
- ・ 手足の脱力やジンジン感 / 灼熱感
- ・ 頭痛が強い、またはひどくなる
- ・ 引きつけやてんかん
- ・ 意識消失
- ・ 意識状態が低下しつつある
- ・ 嘔吐
- ・ ますます不穏、異臭気味、けんか屋になる

注意

- ・ いかなる場合も、救急対応の基本原則（安全確保・意識状態のチェック・そして気道 / 呼吸 / 循環の確保）に従ってください。
- ・ 脊髄損傷の評価はきわめて重要です。
- ・ 訓練を受けていないかぎり、（気道確保が必要な場合を除いて）選手を動かそうとしないでください。
- ・ 訓練を受けていないかぎり、ヘルメット等はずさないでください。

上記の警告症状がないなら、脳振盪に気付くために以下のステップに進みましょう。

ステップ2：見てわかる所見

以下のようなことが見られたら、脳振盪の可能性ががあります。

- ・ 競技場の地面や床の上で、倒れて動かない
- ・ 直接的または間接的な頭部への衝撃のあと、すぐに起き上がれない
- ・ 見当違いをする、混乱している、質問に正しく答えられない
- ・ ぼうっとしている、うつろな様子、放心状態
- ・ バランスが悪い、歩行困難、協調障害、よろめく、動作が鈍く、重い
- ・ 頭部外傷時の顔面損傷

© Concussion in Sport Group 2017

ステップ3：症状

- ・ 頭痛
- ・ 「頭がしめつけられる」
- ・ 足もとがふらつく
- ・ 嘔気・嘔吐
- ・ 眠たくなる
- ・ めまい
- ・ ぼやけて見える
- ・ 光に過敏
- ・ 音に過敏
- ・ 疲れている、またはやる気が出ない
- ・ 「何かおかしい」
- ・ いつもより感情的
- ・ 怒りっぽい
- ・ 悲しくなる
- ・ 心配になる、または不安になる
- ・ 首の痛み
- ・ 集中しづらい
- ・ 思い出しにくい
- ・ 動作を鈍く感じる
- ・ 「霧の中にいる」ような感じ

ステップ4：記憶の評価

(13歳以上の選手用)

これらの質問（各スポーツにあわせて修正可能）のいずれか一つにでも正しく答えられなければ、脳振盪を疑います。

- ・ 「今日はどこの競技場に来ていますか？」
- ・ 「今は前半ですか、後半ですか？」
- ・ 「この試合で最後に点を入れたのは誰でしたか？」
- ・ 「先週 / 前回ほどのチームと試合をしましたか？」
- ・ 「前回の試合は勝ちましたか？」

脳振盪の可能性のある選手は、

- ・ 最初（少なくとも最初の1～2時間）選手をひとりきりにさせてはいけません。
- ・ 飲酒してはいけません。
- ・ 元氣回復薬や処方薬を服用してはいけません。
- ・ ひとりで家に帰してはいけません。責任ある成人の付き添いが必要です。
- ・ 医師から許可されるまで、バイクや自動車を運転してはいけません。

この CRT5 はこのままの形で自由に複製して、個人やチーム、団体、組織に配布して構いません。しかし、いかなる改変、および電子様式による複製もスポーツ脳振盪グループの許可が必要です。いかなる変更、再商標化、利益を得るための販売もしてはいけません。

脳振盪の疑いがある選手は、直ちに競技や練習をやめさせて下さい。そして、もし症状が消えていたとしても、医師に診てもらうまでは運動に復帰させてはいけません

© Concussion in Sport Group 2017

②脳振盪後の競技復帰計画

本格的な競技への復帰は慎重になされるべきである。競技団体の一部では段階的な競技復帰計画の手順（段階的復帰プロトコル）が設定されており、それらに基づき、段階的に負荷を漸増して復帰を図る必要がある（図3-3）。

以下に公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の段階的復帰プロトコル（Graduated Return To Play、GRTP）の一例を示す（図3-4）。

段階	目的	活動/運動	各段階の目標
1	症状を増悪させない範囲での活動	症状を誘発しない範囲の日常動作	就業や学校生活の段階的な再開
2	軽い有酸素運動	ウォーキングやエアロバイクを用いた 緩徐から中等度の運動 筋力トレーニングは避ける	心拍数の増加
3	スポーツの特性に合わせた運動	ランニングやスケートなど、頭部への 衝撃や回転を伴わない運動	運動（負荷）の追加
4	接触プレーのない運動	より負荷の高い練習（パス練習など） より高負荷の筋力トレーニングの開始	練習，調整，思考力の増加
5	接触プレーを含む練習	メディカルチェックを受けたあとに 通常練習	自信の回復，コーチによる競技 上の技術の評価
6	スポーツ活動復帰	競技（試合）復帰	

補足：段階的競技復帰を開始する前に、24～48時間の身体的かつ心理的な休息が薦められる。各段階には、それぞれ最低24時間（かそれ以上）をかけるべきで、筋力トレーニングは、後半の段階（最短でも段階3または4）まで待つ。症状が遷延する（成人では10～14日以上、小児では1ヵ月以上続く）際には、脳振盪管理に精通した医師や専門の医療従事者にその後について相談すべきである。

図3-3 段階的スポーツ復帰計画

脳振盪後の段階的復帰プロトコル

カテゴリー	ステージ1	ステージ2-5	ステージ6
	安静期間	リハビリ期間	最短試合復帰日
中学生以下	受傷後最低2週間	8日間	受傷後23日目
高校生・高専生	受傷後最低2週間	6日間	受傷後21日目
医師管理下でない 大学生・成人	受傷後最低2週間	6日間	受傷後21日目
医師管理下にある 大学生・成人	受傷後最低24時間	4日間	受傷後6日目

医師管理下にある：医師が直接管理 または医師補助者がいる
日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー
+
日本ラグビーフットボール協会脳震盪講習会受講者

図3-4 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の段階的復帰プロトコル

(2) 頸部外傷（頸髄損傷）

1) スポーツ活動中の頸部外傷の発生機序と病態

頸椎は7つあり頸椎の中央部には中枢神経である脊髄が通る。脊髄は脳からの様々な指令を四肢に伝えたり、四肢からの感覚情報を脳に伝えたりする役割を持つ。頸椎の運動は伸展、屈曲、回旋であり、頸椎と頸椎の間にある椎間板は運動に際してクッションの役を担う。頸椎の過屈曲、過伸展、過回旋が起こると脊髄を損傷する危険が生じる。頸部の脊髄損傷を頸髄損傷という。

スポーツ活動中の頸髄損傷の発生は、ラグビー、アメリカンフットボール、柔道などのコンタクトスポーツに多いことが知られ、体操競技の転落や、水泳の飛び込み等で受傷する事例も報告されている。ラグビーではタックル時に過屈曲や屈曲回旋が起こり、スクラムやラック時には相手選手や味方選手の体重が頸部にかかり過屈曲状態が起こりやすい。アメリカンフットボールでは主にタックルやブロック等のコンタクト時に、頭頂部が相手に衝突して頸椎への大きな軸圧がかかり発生するケースが多いが、過伸展や屈曲回旋によっても起こる場合がある。柔道では片足支持の内股等の施技時、相手を投げきれずに頭頂部から畳に突っ込み、両者の体重を受けて頸椎の過屈曲が生じて受傷することが多い。体操競技で頭部から床に転落した場合や、水泳の飛び込みでプール底面に頭部を強打した場合（頸椎過屈曲と過伸展のいずれに起因する事例もあり）などにも、頸髄損傷が発生すると考えられている。

頸髄損傷では頸部痛を主訴として、四肢の痺れや疼痛などの感覚障害、運動麻痺などの症状を呈する。重症では呼吸筋に影響が及んで呼吸不全を伴うこともあり、脳幹へ影響が及ぶと意識消失を合併する場合もある。受傷直後に一時的な四肢麻痺となるが時間経過とともに回復する一過性四肢麻痺という病態もある。

2) スポーツ活動中の頸髄損傷予防対策

スポーツ活動中の頸部外傷は、頸部の過屈曲、過伸展、過回旋、あるいは頸椎へ大きな軸圧がかかることで生じると考えられ、第4～6頸椎の脱臼骨折や頸髄損傷が多い。傷害の予防には僧帽筋等の頸部付近や体幹部分の筋力の強化が必要である。ウエイトトレーニングでは必ず頸部のトレーニングを加えるべきである。また、ラグビーやアメリカンフットボール等では、コンタクト時に頭部を下げない（ヘッズアップ）、顎を引き頸部付近の筋を緊張させる、コンタクト方向は下方から上方へ、などといった頸部外傷リスクを低減するコンタクト技術や受け身姿勢の習得を徹底的に図る必要がある。柔道、体操競技、水泳等においても、頭部の強打につながる動作や姿勢を矯正するとともに、衝突を回避する方法や器具の開発・設置を試みたり、水深等についての配慮を怠らないようにしたりすることが重要である。

3) 頸髄損傷発生時の対応

頸部外傷が疑われる場合は、声掛けするなどして症状を確認し速やかに対応する（図 3-5）。意識がない場合、四肢に麻痺がある場合は、大至急、救急要請し病院へ搬送する。救急車を待つまでの間、頭頸部の安定を保つためグラウンドに寝かせたまま頸部を動かさないようにして救助を待つ（図 3-6）。搬送を行う場合には頸部の安定が保たれるストレッチャーやスパインボードを使用する（図 3-7）。

近年は、頸髄損傷の徴候や症状が認められなくても、その可能性が完全に排除できない場合は「損傷がある」と仮定し、また頸部付近の痛みを訴えている場合には頸椎骨折の疑いも考えられるため、手動的に頭頸部の保持をして脊椎運動制限（Spinal Movement Restriction, SMR）を行うことが求められている。

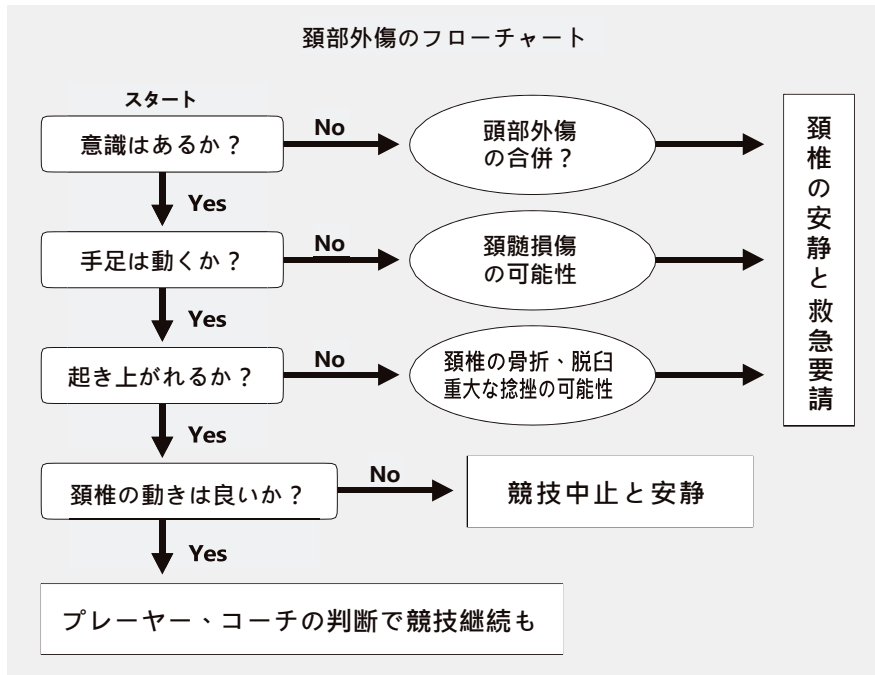


図 3-5 頸部外傷発生時のフローチャート

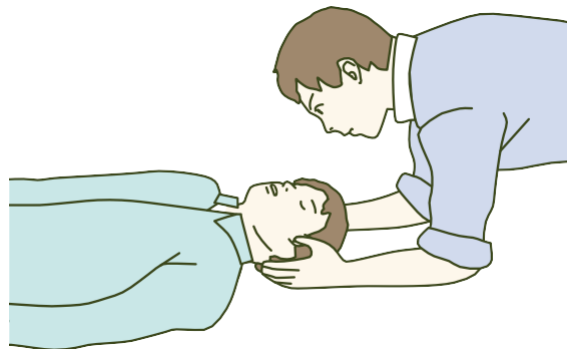
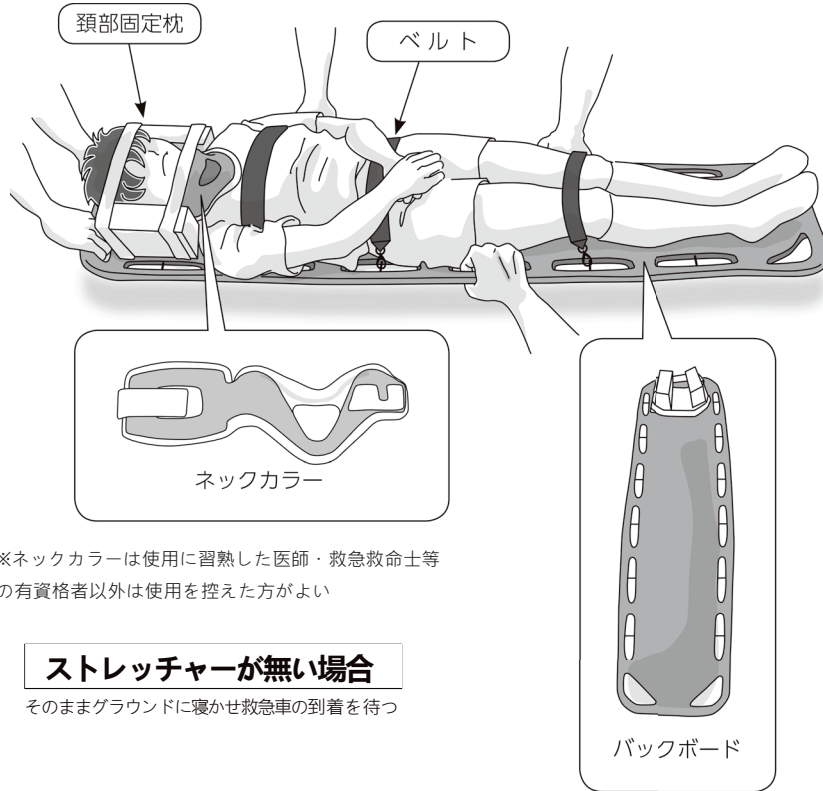


図 3-6 頭頸部の安定の保持方法

ストレッチャーがある場合

バックボード、頸部固定枕付きストレッチャーで運ぶ。



※ネックカラーは使用に習熟した医師・救急救命士等の有資格者以外は使用を控えた方がよい

ストレッチャーが無い場合

そのままグラウンドに寝かせ救急車の到着を待つ

図 3-7 頸髄損傷が疑われる場合の搬送方法

(3) 熱中症

1) スポーツ活動中の熱中症の発生機序と病態

①熱中症の発生に影響を及ぼす因子

体温は体内で熱を生み出す熱産生と、熱を体外に逃がす熱放散とのバランスで一定範囲に調節されている。前者には、基礎代謝やホルモンの影響等が強く関与し、スポーツ活動時には骨格筋の収縮に伴う大量の熱産生が生じる。後者には、皮膚血管を拡張して皮膚表面から体外に熱を逃がす輻射、伝導、対流のほか、汗腺から皮膚表面に分泌された汗が蒸発する際に必要なエネルギー（気化熱）を周囲から吸収して体表面温度を低下させる現象も含まれる。両者のバランスが崩れて発症する障害の総称を熱中症という。

熱放散は環境要因の影響を強く受ける。通常、気温や湿度が高く、風（対流）の弱い環境では熱放散が減少するため、そのような条件下で行われるスポーツを含む様々な活動中は、屋内・外を問わずに熱中症が発生しやすい。これは学校の管理下における熱中症事故が、日本の7月下旬から8月上旬に多く発生するという事実と符合する。また特に、気温が低くても湿度が高い環境でのスポーツ活動中には、汗の蒸発が抑制されるために熱放散が減少し、熱中症事故が発生しやすいことには留意すべきである（図3-8）。

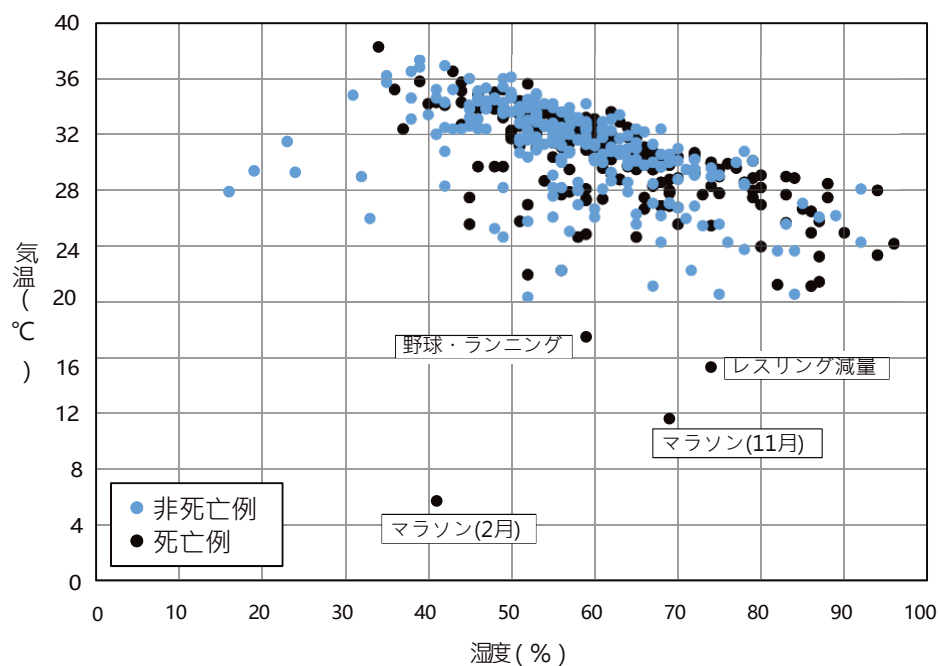


図3-8 運動時熱中症発生時の相対湿度と気温の関係（1970～2018年）
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（第5版）公益財団法人日本スポーツ協会

スポーツ活動時の熱産生量は、激しい運動では安静時の10～15倍に達する。運動強度が高いスポーツ活動自体も、熱中症リスクを上げる要因になる。さらに晴天で日差しが強く、いわゆる直射日光を浴びたり、地面からの輻射熱を受けたりする条件下で行われるスポーツ活動では、熱が体内に入る（熱吸収）ために熱中症の発生リスクが高くなる。

これらの「環境因子」や「行動因子（スポーツ活動）」の他にも熱中症の発生に関連する要因は多く、体調、体格、年齢、衣服、水分摂取状況、過去の運動習慣、暑さへの慣れ、持病、投薬など、

個人の「身体状況」が複雑に影響を及ぼす。例えば熱中症の既往のある選手、肥満や寝不足の選手、有酸素能力が低い選手、脱水傾向にある選手（二日酔い、嘔吐、下痢、カフェイン摂取などに起因）、あるいは熱放散を阻害するような着衣をした選手では、熱中症が起りやすくなる。

②熱中症の病態

熱中症は病態（症状）から4つに分類することができる（図3-9）。熱放散を促進するための皮膚血管拡張が立位で生じると、血流が下肢に滞りやすくなって脳血流が低下し、一過性の意識消失（めまいや失神）が生じる。これが比較的軽症の「熱失神」である。また発汗の増大によって水分と塩分が喪失した後、水だけ（塩分濃度の低い水）を補給した場合などには血液中の塩分濃度が低下し、痛みを伴う筋けいれん（こむら返り）が起りやすい。これを「熱けいれん」といい、「熱失神」と同様に軽症の熱中症と分類され、意識が清明である。発汗による脱水と皮膚血管拡張による血液の体表面への貯留は、心臓が全身に送り出す循環血液量を低下させ、脳や内臓等の血流低下が脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などの症状をもたらす。この症状が中等症に分類される「熱疲労」であり、最もよく見られる熱中症の病態である。そしてこれらの熱放散反応が亢進しても、さらに脱水と循環不全が進行すると発汗や皮膚血管拡張が起きなくなり、ついには意識障害を伴う高体温を呈する「熱射病」となって、脳、肝臓、腎臓などの多臓器障害を併発して死に至ることもある。またスポーツ活動中の熱中症では、発汗や皮膚血管拡張は維持されていても、短時間で死に至るケースも多いので留意すべきである。

分類	症 状	症状から見た診断	重症度
I 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快	熱失神 熱けいれん	
II 度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労	
III 度	・深部体温39.9℃以下 ・II度の症状に加え、意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある（全身のけいれん）、真直ぐ走れない・歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	
IV 度	深部体温40.0℃以上かつGCS ^{※1} ≦8 ※1 GCS: 国際的に広く使用されている意識障害の評価指標。Glasgow coma scaleの略。		

図 3-9 熱中症の症状と重症度分類
「熱中症診療ガイドライン 2024」一般社団法人日本救急医学会より一部改変

2) スポーツ活動中の熱中症予防対策

①熱中症の発症リスク要因の把握と対策

スポーツによる熱中症死亡事故は、適切な予防法を知って適切に対処すれば防ぐことができる。そのために体温調節の破綻につながるリスク要因を正確に理解し、それらを積極的に排除する対策が求められる。さらに熱中症が疑われる症状を早期に発見し、迅速な応急処置を開始することで死亡事故を未然に防ぐ必要がある。

熱中症の発生に関わるリスク要因は、すでに述べたように「環境」、「行動(スポーツ活動を含む)」、及び「身体状況」であり、日常的な練習や試合の際にはこれらの要因について把握し、熱中症の発生を減じる措置を施さねばならない。公益財団法人日本スポーツ協会では、「スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条」として以下の観点を挙げて、熱中症の発生予防に向けた啓発を行っている。

スポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条

1. 暑いとき、無理な運動は事故のもと

環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切に水分補給する。

2. 急な暑さに要注意

急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さに慣れるまでの数日間は短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やす。

3. 失われる水と塩分を取り戻そう

スポーツドリンクなどで、こまめに水分と塩分を補給する。運動による体重減少は2%以内に抑える。

4. 冷やそう、からだの外から内から

身体冷却を用いることで過度な体温上昇を抑えられる。服装は薄着にし、防具を付けるスポーツでは、休憩中は外して熱を逃がす。

5. 体調不良は事故のもと

体調の悪い時には無理をしない。体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起したことがある人などは暑さに弱いので注意が必要である。

② WBGT に基づくスポーツ活動の調節

「環境」因子を把握するための指標に、気温、湿度、輻射熱、及び気流（風）の4要素から評価する温度指数（暑さ指数）であるWBGTがあり、熱中症予防に積極的に用いられている。

WBGTを基準にして、運動の仕方の目安を提示したのが「熱中症予防のための運動指針」である（図3-10）。環境条件に応じた運動強度等の設定の仕方が具体的に示されており、指導者や学生には内容を十分に理解し、最大活用することが求められる。

③指導者、学生への熱中症予防教育

スポーツにおける熱中症は、健康な学生にでも生じる可能性がある。そのため、指導者や学生に対する熱中症予防教育を徹底して、熱中症死亡事故を未然に防ぐ努力が求められる。特に指導者は、自分自身の熱中症予防に関する知識を深めるだけでなく、学生指導を通して彼らの自立的な予防行動の発現を誘導するように努めるべきである。

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する・特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

図 3-10 熱中症予防運動指針

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(第5版) 公益財団法人日本スポーツ協会

指導者から学生に指導すべき具体的な予防行動として、次のようなものが考えられる。

- 練習中には定期的なWBGT 測定を行い、環境条件を把握・記録する
- 定期的な水分補給（練習、及び試合前・中・後）の重要性を理解・実践する
- 熱中症既往歴、現在の体調、感冒薬やカフェイン等の使用の有無について指導者に報告する
- けいれん、頭痛、嘔気、嘔吐など熱中症が疑われる自覚症状がある場合には、速やかに指導者に報告する

3) 熱中症発生時の対応

熱中症が疑われるような症状がみられた場合、病態（症状）による 4 分類でなく、重症度（Ⅰ～Ⅳ度）に応じて対処すべきである（図 3-9）。少しでも意識障害があると考えられる場合、すなわち応答が鈍い、言動がおかしい時にはⅡ度以上と判断し、速やかに救急車を要請し、涼しい場所に運んで脱衣と身体冷却を行いながら待つ。

意識が正常な場合は、涼しい場所に移動し、衣服を緩めて仰臥位に寝かせて身体冷却をしながら、水分と塩分の補給を行う。水分補給ができない、あるいは症状が改善されない場合にもⅡ度と判断し、躊躇せずに救急要請して医療機関に搬送すべきである。

熱中症では発生直後（30 分以内）の応急処置と対応（現場での身体冷却）が極めて重要であり、以下に示す対応の流れを熟知しておくことが求められる（図 3-11）。

① 涼しい環境への移動

風通しの良い日陰や、冷房が効いている室内等の涼しい環境へ移動する。

② 脱衣と冷却

衣服を脱がせて、できるだけ速やかに身体を冷却する。氷水に全身を浸して冷却する「氷水浴／冷水浴法」が最も効果的であるが、バスタブ等を使用できる環境が十分に整っていない現状では、まずは水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」が推奨される（図 3-12）。いずれも困難な場合は、冷房の効いた涼しい部屋で、氷水で濡らしたタオル等を全身にのせて繰り返し交換する。またうちわや扇風機で扇ぎ、気化熱を使って身体を冷却したり、皮膚直下に太い血管のある部位（頸部、腋窩部、鼠蹊部）に氷やアイスパックを当てて追加冷却をしたりする。なお冷却は迅速に開始し、救急車の到着を待つ間に体温を下げるよう努めることが重要である。

③ 水分・塩分の補給

意識があれば、自力での経口補水が可能である。経口補水液やスポーツドリンクなどを使って、水分と塩分を摂取させる。水分・塩分補給をしても症状が改善されない、自力で水分を摂取できない、あるいは「嘔気」や「嘔吐」といった症状があれば、速やかに医療機関へ搬送する。

④ 医療機関へ搬送

応答が鈍いなどの意識障害がある場合、自力で水分を摂取できない場合、水分補給後も症状が改善しない場合には、期を逸せずに 119 番通報して救急要請を行う。

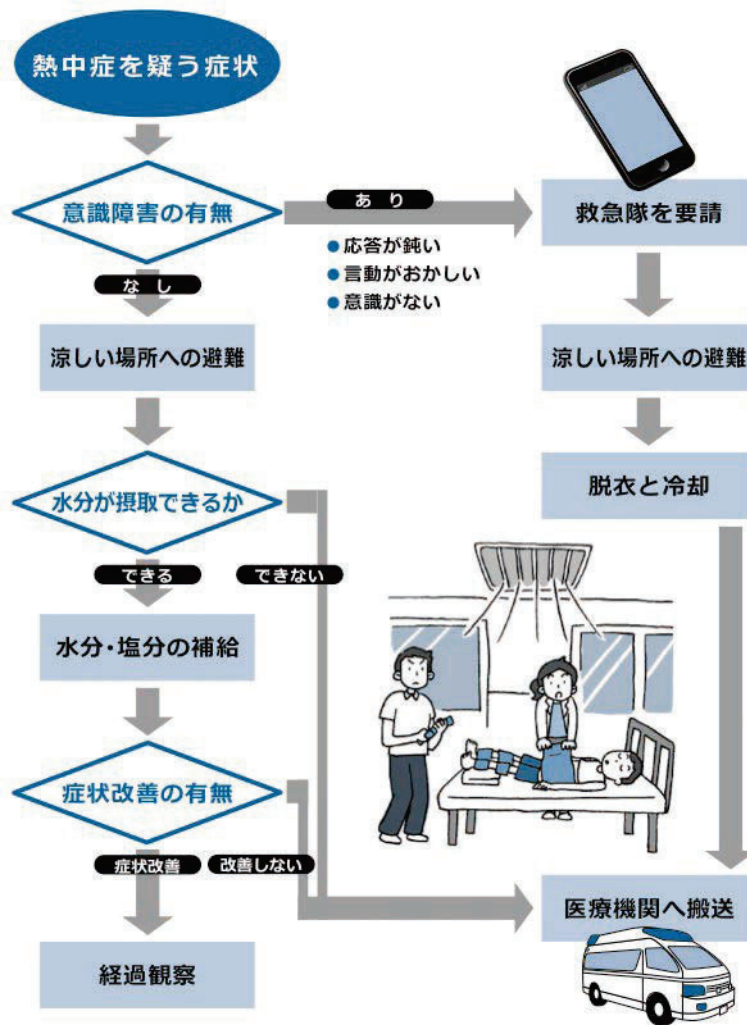


図 3-11 熱中症の応急処置
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(第5版) 公益財団法人日本スポーツ協会

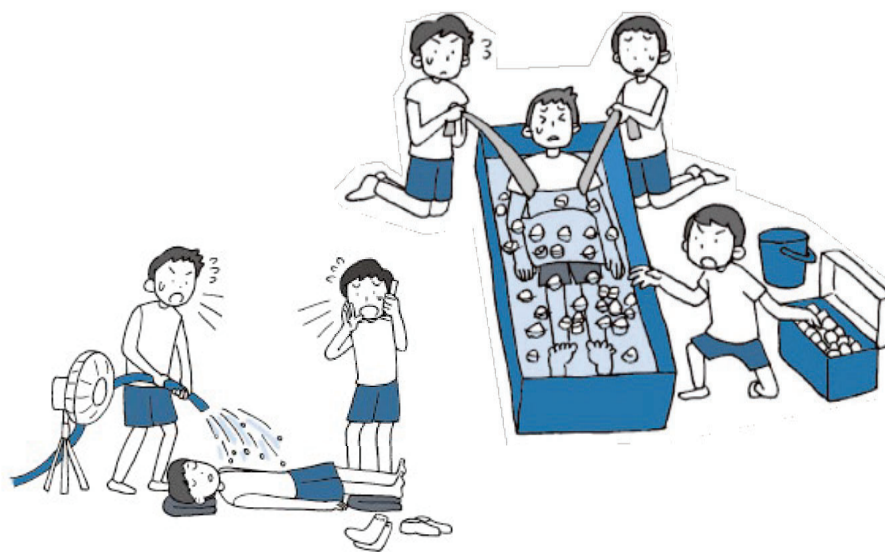


図 3-12 身体冷却の方法
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(第5版) 公益財団法人日本スポーツ協会

(4) 心停止 (心臓突然死)

1) スポーツ活動に伴う心停止 (心臓突然死) の発生機序と病態

スポーツ活動に伴う心臓突然死とは、運動中もしくは運動終了後 1 時間以内に発生したものと定義されている。アスリートでも発生するが、一般人のレクリエーション的なスポーツ活動に伴う発生が多い。

スポーツ活動に伴う突然死の原因としては、心室細動による致死性不整脈などの心原性が 80% を超える。心室細動の発生機序には様々な要因が影響し、心筋に栄養を与える冠状動脈の病気や心筋そのものの病気、または胸部に強い衝撃を受ける心臓振盪などが挙げられる。一般に、若年者に多いスポーツ活動に伴う心臓突然死は先天的な要因か、心筋炎や心臓振盪による後天的な要因が多いとされ、中高年になると動脈硬化性の冠状動脈疾患によるものが多くなる。心室細動が一旦発生すると数秒以内に意識を失って倒れ、数分以上放置されると死に至る。心室細動に対しては、胸骨圧迫や AED による電気ショックが最も有効な救命方法であるが、1 分遅れるごとに約 10% ずつ救命率が低下するとされており、その場にいる発見者 (バイスタンダー) やスポーツ競技中の救助者 (スポーツファーストレスポnder) による一刻も早い対応が必要となる。

スポーツ種目別の心臓突然死発生頻度は、ランニング、サッカー、マラソン、水泳、トライアスロンなど運動強度の高いスポーツで多く、また特に心臓振盪による心臓突然死は、野球、サッカー、ラグビー、ラクロス、アイスホッケー、空手などで発生しやすいと指摘されている。

2) スポーツ活動に伴う心停止 (心臓突然死) 予防対策

①心停止の予防

心停止の原因となる心室細動などを引き起こす危険な不整脈が、事前に診断されている場合もあるが、その存在に気づかぬまま、スポーツ活動中に突然、心室細動が発生するケースも多い。また心臓振盪では心臓には何の異常も認められなくても、胸部への衝撃が心室細動を誘発すると考えられている。したがって、スポーツ活動に伴う心停止自体を未然に防ぐ手立てとして、平時に定期的な心臓検診等で心電図検査を受け、異常があれば専門医の精密診断を受けることが求められる。また過去に、胸痛や息切れ、めまい、失神等を経験したことがある場合にも、専門医の受診が勧められる。さらにスポーツ活動を実施する当日の体調に気をつけて、不安があれば活動を中止する選択肢も用意されるべきである。

②心臓突然死予防のための大学施設・スポーツ施設内への AED 設置と掲示

不幸にして予期せぬ心停止が発生した場合でも、その後の迅速な対応で心臓突然死を防ぐ必要がある。そのために最も重要なのは救急資機材、AED の準備である。一般社団法人日本救急医療財団では、一般のスポーツジム、管理事務所を伴うグラウンド、球場等のスポーツ関連施設には AED を設置することを推奨している。その結果、現状では 8 割以上の施設で 1 台以上の AED を設置している。

AED 配置において考慮すべきこととして、心停止発生から 5 分以内に電気ショックができるような場所へ設置することが挙げられる。屋外のスポーツ施設においては、AED を取りに行くまでの時間を考慮して動線を考えておく必要がある。特に心停止のリスクが高いスポーツ種目を実施する施設では、発生が予想される場所の近くに AED を配置し、心停止後 5 分以内の電気ショック実施を可能とすべきである。また誰にでも分かりやすい場所に、誰もがアクセスできる（施錠しない、または常駐者がいる）形態で配置することも重要である。そのために、AED 配置場所を周知するための表示を行い、AED 誘導標識等を（図 3-13）を設置して工夫する必要がある。

マラソンやトライアスロンなどのように、運動強度が高く、移動距離が長く、長時間に及ぶスポーツ競技では、AED の定点配置だけでは不十分で、コース全体を通して AED が使用できる体制を整えるべきである。具体的には AED を移動させる工夫が求められ、自転車やバイク、電動カート、自動車などを利用した AED 搬送システムを構築することが望まれる。マラソンやトライアスロンなどのように、運動強度が高く、移動距離が長く、長時間に及ぶスポーツ競技では、AED の定点配置だけでは不十分で、コース全体を通して AED が使用できる体制を整えるべきである。具体的には AED を移動させる工夫が求められ、自転車やバイク、電動カート、自動車などを利用した AED 搬送システムを構築することが望まれる。



図 3-13 AED 誘導標識

3) 心停止発生時の対応（一次救命処置）

一次救命処置（Basic Life Support、BLS）は呼吸と循環をサポートする一連の処置であり、胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生（Cardiopulmonary Resuscitation、CPR）と AED の使用が含まれる（図 3-14）。BLS は誰もが実施可能な処置であり、心停止による心臓突然死を防ぐ上で、最も大きな役割を果たすものである。

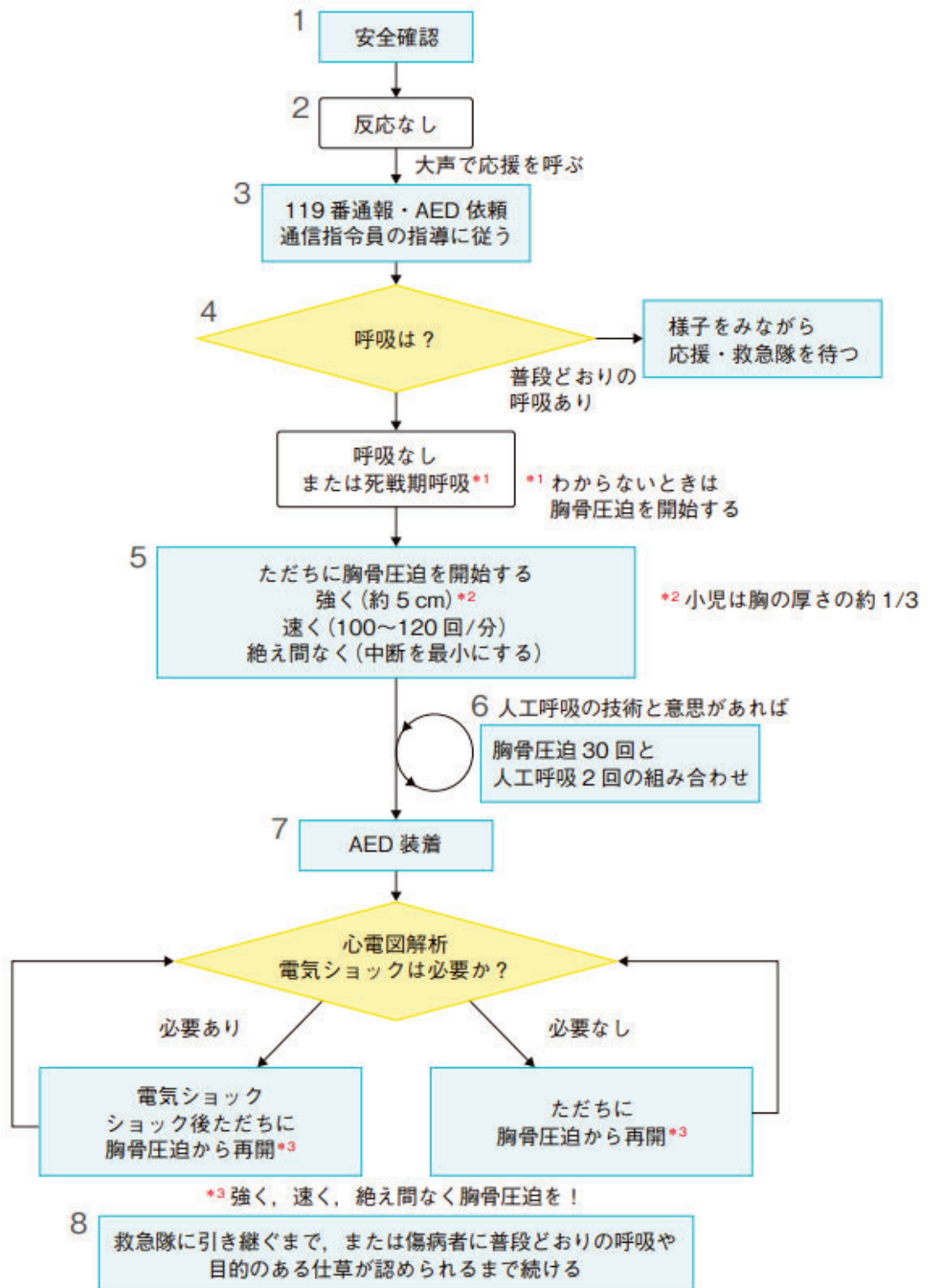


図 3-14 市民用一次救命処置 (BLS) アルゴリズム
「JRC 蘇生ガイドライン 2015」一般社団法人日本蘇生協議会

①反応の確認と救急通報

スポーツ活動中に突然倒れた際には、転んだ、ぶつかった、気絶したなど心停止を疑いにくい場合が多い。倒れている傷病者を発見したら、まず周囲の安全を確認し、肩や顔を軽くたたいて大声で呼びかけ（図 3-15）、反応がない場合はその場で大声で叫んで周囲の注意を喚起する。周囲の者に救急通報（119 番通報）と AED の手配を要請する。



図 3-15 反応の確認

②呼吸の確認

傷病者の呼吸の有無を確認する。呼吸の確認は胸と腹部の動きを観察し、動きがなければ「呼吸なし」と判断する（図 3-16）。

呼吸がない、あるいは異常な呼吸（しゃくりあげるような不規則な呼吸、死戦期呼吸）が認められる場合には（死戦期呼吸では、胸と腹部の動きがあっても）心停止と判断し、ただちに CPR を適用して、胸骨圧迫（心臓マッサージ）を開始する。これらの一連の呼吸の確認には、10 秒以上かけないようにする。



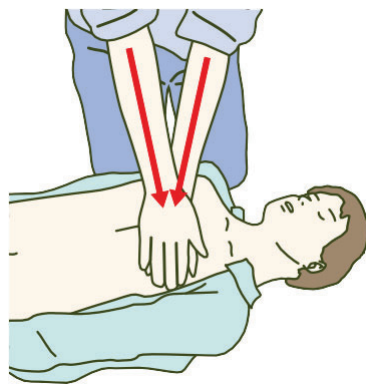
図 3-16 呼吸の確認

胸に手を置き 腹部の動きを見て
普段どおりの呼吸がないことを迅速に
判断する
呼吸の有無が心停止の判断基準！

③胸骨圧迫（心臓マッサージ）

訓練経験の有無に関わらず、心停止と判断された傷病者に対しては胸骨圧迫を施す（図 3-17）。胸骨の下半分を、胸が 5cm 沈むように強く、100-120 回／分のテンポで圧迫する。小児における圧迫の深さは胸の厚さの約 1/3 である。圧迫と圧迫の間には、胸を完全に元の位置に戻すために、胸壁に力が加わらないようにする。CPR 中の胸骨圧迫の中断は最小限に抑え、AED を使用する場合においても同様である。救助者が複数いる場合には、1-2 分目安に交代して、質の高い胸骨圧迫を継続する。

なお、人工呼吸については、それを行う技術と意思がある熟練者は行ってよい（胸骨圧迫と人工呼吸を、30：2 の比で行う）が、そうでない者は省略し胸骨圧迫のみの CPR を行う。



腕をまっすぐに伸ばし、手を重ね
100-120 回 / 分のテンポで
深さは胸が約 5cm 沈むように
できるだけ中断（10 秒以内）を
短くするよう交代しながら実施

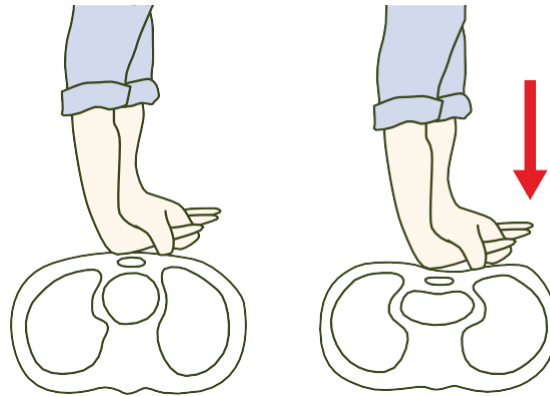


図 3-17 胸骨圧迫

④AED 装着

AED が到着したら、胸骨圧迫を実施しつつAED を操作し、すぐに電源を入れる（ふたを開けると電源が入るタイプと、電源ボタンを押すタイプがある）。前胸部の衣服を脱がすか、ずらすかして電極パッドを貼付する。汗や水分などあればタオルでふき取る。1枚目は右の鎖骨の下と2枚目は左わき腹（今までより背側）にパッドが密着するように貼り、この部分にパッドが正しく貼れていれば女性では服や下着は外す必要はない。周りの方からブルーシートなどで見えないように配慮する。電気ショックが必要な時は、体にだれも触れていないことを確実に確認し、ショックボタンを押す。

（図 3-18）



図 3-18 AED 装着

二次救命処置を担当する救急隊などに引き継ぐか、あるいは呼びかけへの応答、普段通りの呼吸や目的のある動作の出現が確認されるまで BLS を継続する。救急隊が到着したら、それまでに行った処置の詳細を説明する（図 3-19）。

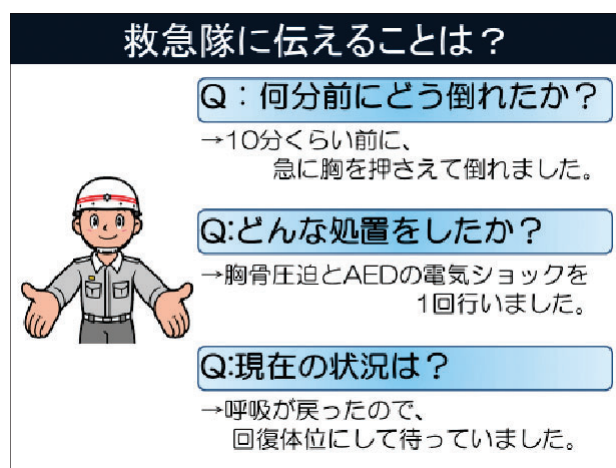


図 3-19 救急隊への伝達事項

(5) 落雷による外傷

1) スポーツ活動中の落雷による外傷の発生機序と病態

スポーツ活動を含めた屋外の広く開けた場所での活動中は、落雷が直接人に直撃するリスクが最も高い。この直撃雷によって、非常に大きな電流が体内を流れると、心肺停止状態となり死亡する確率が約 80%に達する。また直撃雷を受けた人や物（樹木等）から、電流が近くにいる人へ移る側激雷も発生し、木の下への避難を行っていた場合などの死亡率も高いことが知られている。これらの 2 パターンが、全落雷死の半数以上を占める。

心肺停止以外にも、熱傷や意識障害、さらには爆風による鼓膜穿孔などが生じる可能性が指摘されている。

2) スポーツ活動中の落雷による外傷の予防対策

落雷発生のメカニズムは解明されておらず、落雷発生を正確に予測することは困難であるが、落雷事故は適切な情報収集と判断で避けることができるとされている。落雷による事故が発生した場合には、指導者の監督責任が問われる可能性があるため、指導者には積極的かつ適切な情報収集と状況判断、及び学生・関係者への周知が求められる。原則として、落雷の危険または予兆現象が確認された場合には、公式戦・練習を問わず、直ちに活動を中止する。

以下の点に留意し、適切な措置を講じることが求められる。

①チェックリストの作成

落雷の予兆現象を確認するためのチェックリストを作成し、活動実施前に確認することが望ましい。

<チェックリストの項目（例）>

- 活動前・活動中における周辺の気象情報の確認担当者の明確化・活動の実施可否の判断責任者の明確化
- 周辺の落雷・雷注意報の確認（目視・音での確認も含む）
- 避難場所の確認
- AEDの設置場所の確認 等

②情報収集

雷の正確な発生時間や場所を予測することは困難である。しかし、雷が発生しやすい大気の状態等は一定程度予測可能であるため、雷の発生が予想される日は天候情報等を継続的に収集することが肝要である。情報を収集する際には、気象情報を提供する専門的なウェブサイトの活用も有効である。また、以下に例示するような雷に関する情報提供サービスもあるため、必要に応じて活用することが望ましい。

<落雷に関する情報提供サービス>

- 国土交通省 気象庁「全国の気象注意報」

<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

- 国土交通省 気象庁「雷ナウキャスト」

雷の激しさや雷の発生可能性を1km格子単位で解析し、1時間先まで（10分ごと）の予測を提供するもの。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder2-1.html>

③判断

あらかじめ気象情報に注意して、雷発生の危険性（雷注意報*・予兆現象）があると判断した場合は、活動計画の変更を検討する。特に周囲に建物や自動車などの避難場所がない状況では、落雷の予兆があった時点で速やかに活動を中止する。雷注意報が発表された場合、または落雷の危険性が高いと判断した場合は、直ちに活動を中止する。また、以下に示す予兆現象があった場合は、状況を判断し早急に活動を中止して、近くの建物、自動車、バスの内部などの安全な場所に避難する。

※「雷警報」は存在しないため、雷注意報の段階で細心の注意を払うこと。

<予兆現象（例）>

- 積乱雲が急速に発達する。
- 黒い雲が近づき、周囲が暗くなる。
- 急に冷たい風が吹く、または急激な気温低下がみられる。
- 突風や強い風が吹く。
- 激しい雨が降り始める。
- 雷鳴*や雷光が確認できる。 等

※ 雷鳴が聞こえた時には既に約10km以内で雷が発生

④避難

避難に安全な場所は、自動車の中、バスの中、列車の中、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建物の内部であり、本格的な木造建物（一般的な木造住宅等）の内部も多くは安全である。しかし、仮小屋やテント内、グラウンドの中央等の開けた場所は危険である。


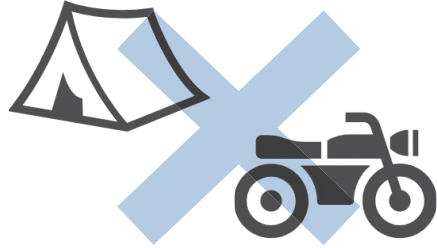
避難に安全な場所	危険な場所
 <p>自動車の中、バスの中、列車の中、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建物の内部、本格的な木造建物の内部等</p>	 <p>仮小屋やテント内、バイク、オープンカー、グラウンドの中央等</p>

図 落雷時の安全な避難場所

近くに安全な建物や乗り物がない場合には、鉄塔や電柱等の高さ5m以上^{※1}の高い構造物から4m以上離れたところ（保護範囲）に退避し、姿勢を低くして雷活動が止むのを待つ。特に樹木や木製の電柱からはできるだけ離れて^{※2}、安全な場所に避難する。（林や森は危険）。

※1 高さ5m以下の物体に保護範囲はない。

※1 物体との距離が近い場合、側撃や落下物の危険がある。側撃とは、落雷を受けた物体や人からその落雷電流が別の物体（人）に飛び移ること。

※2 木は電気を流しにくいいため側撃が起りやすく、距離を取っても危険。

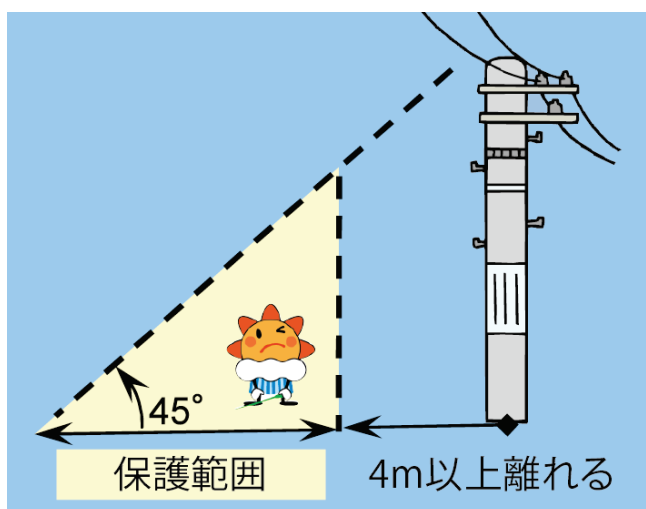


図 高さ5m以上の高い物体の保護範囲

図出典：気象庁「雷から身を守るには」 (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder4-3.html>)

⑤中断からの再開基準

雷活動が止んで 30 分以上経過し、気象情報の確認結果からも新たな雷雲の接近はないと判断される場合、活動を再開する。再開に際しては、天気予報等で雷に関する情報を入手し、慎重に判断する。

<判断基準（例）>

- 雷ナウキャストで、現在地から半径20km以内に「活動度2以上」の雷活動がないことが確認される。
- 雷活動（雷鳴、雷光等）が最後に確認されてから30分以上経過している。 等

<参考>雷活動度（気象庁HP：「雷ナウキャスト」）

活動度	雷の状況	
4	激しい雷	落雷が多数発生している。
3	やや激しい雷	落雷がある。
2	雷あり	電光が見えたり雷鳴が聞こえる。 落雷の可能性が高くなっている。
1	雷可能性あり	現在は雷は発生していないが、 今後落雷の可能性はある。

3) 落雷による事故発生時の対応

落雷を受けたとしても、迅速な心肺蘇生（AED の活用）の実施により一命を取り留めることができる可能性があり、心肺停止に対する対応を適切に行えるよう訓練を積んでおくことが重要である。

<参考文献>

- 一般社団法人日本救急医学会 (2015) 熱中症診療ガイドライン 2015
- 一般社団法人日本救急医療財団 (2018) AED の適正配置に関するガイドライン
- 一般社団法人日本蘇生協議会 (2016) JRC 蘇生ガイドライン 2015、医学書院、東京：P18
- 荻野雅宏、中山晴雄、重森 裕、溝渕佳史、荒木 尚、Paul McGrory、永廣信治 (2019) スポーツにおける脳振盪に関する共同声明 - 第 5 回国際スポーツ脳振盪会議 - 【解説と翻訳】. 神経外傷、42: 1-34.
- 公益財団法人埼玉県体育協会 (2016) 落雷事故対策マニュアル
- 公益財団法人日本アメリカンフットボール協会 (2018) 安全対策ハンドブック (指導者向け)
- 公益社団法人日本 AED 財団、AED の知識、<https://aed-zaidan.jp/knowledge/index.html> (参照日 2019 年 12 月 25 日)
- 公益社団法人日本 AED 財団、Sports- スポーツ中の突然死ゼロ、<https://aed-zaidan.jp/aed-project/sports.html> (25 日)
- 公益財団法人日本サッカー協会 (2006) サッカー活動中の落雷事故の防止対策についての指針
- 公益財団法人日本スポーツ協会 (2019) スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (第 5 版)
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 (2016) ラグビー外傷・障害対応マニュアル
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 (2018) 安全推進講習会資料
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 (2021) 雷に関する注意
- 日本臨床スポーツ医学会学術委員会脳神経外科部会 (2015) 頭部外傷 10 か条の提言 (第 2 版)
- World Rugby (2018) First Aid in Rugby
- 文部科学省 (2018) 落雷事故の防止について (依頼) 参照日 2019 年 12 月

第4章 | 施設・設備等の整備・点検と医療機関との連携

1・施設・設備等の安全点検

スポーツ活動の「事前→活動中→事後」において、使用する用具の不具合や破損などがないかの確認、施設・設備に問題がないか、点検マニュアルに従い日常点検を徹底する。そのため、指導者や管理者が用具や施設・設備を正しく維持管理するための知識や技術を身につけることや、専門業者による定期的な保守点検を行うことは、事故を未然に防止するためには大変重要になる。また運動部の活動前に、利用するスポーツ施設・設備等の危険箇所を確認するチェックリスト等を活用することも有効である。

(1) スポーツ施設・設備・用具の保守点検の概要

スポーツ施設・設備・用具の異状については、早期対応が重要となる。一人ではなく複数人数で点検を行うことによって、一人では見落としがちな点までチェックすることができるため、ヒヤリハット等による早期発見、早期原因究明、早期予算化、早期修理につなげることが可能となる。

保守点検を行う際には、チェックリストを作成し、確認すべき項目（耐久性のある箇所と消耗品の部分など）をあらかじめ洗い出しておくこと、点検結果を記録（データ化）して履歴を管理・活用し予算化することで、確実に高度な点検を行うことが可能となる。

日常的な点検とは別に、年に1度は専門業者に定期点検を依頼し、短・中期修繕計画を含めた報告書を提出させて実行することで、さらに安全性を高めることができる。

保守点検の結果から想定されるリスクに応じて対処の優先順位を検討し、スポーツ施設・設備・用具の修繕が困難な場合、使用禁止の措置や、ソフト面（マニュアル作り、マニュアル順守、ルール化及びこれらの教育等）での対処を行う。

(2) スポーツ施設・設備・用具の保守点検方法

公益財団法人日本スポーツ施設協会施設用器具部会発行の「事故防止のためのスポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等を参考に、スポーツ用具の点検用チェックリストを作成する。点検すべき項目について、次のような方法で点検作業を行う。

- 目視…正しく設置されているか、不足部品などがないか確認すると同時に、破損、変形、劣化などを調べる。
- 打音…ハンマーで叩いて音を聞き、破損、亀裂、腐食などを調べる。
- 振動…揺り動かすことにより、ぐらつきや安定度を調べる。
- 負荷…重量をかける、押す、引く、捻るなどの負荷をかけて十分な強度があるかを調べる。
- 作動…動く部分については、回転、開閉、上下、左右、前後などが潤滑に作動するかを調べる。

また日常的な保守点検は、対象となるスポーツ施設・設備・用具の材料やその特徴を踏まえて実施する必要がある。ほこりは化学雑巾で拭き取り、手垢などの汚れは水を固く絞ったタオルに中性洗剤をつけて拭く。摩耗する部分は常に注油しておく。錆が出始めたら、目の細かいサンドペーパーで軽くこすって錆を除き、塗装してあるものは同色の塗料で塗る。自動車用ワックスで日頃から軽くワックスを掛けておく心掛けが必要である。メッキは錆びたり剥離したりすることがある。目の細かいサンドペーパーで軽くこすり錆を除くか、市販

の錆とり剤を使用する。日頃のワックス掛けが必要である。

さらに専門業者によるメンテナンスとして、定期点検や、必要に応じて高所取付け物やハイテク製品（OA機器搭載型電気製品）などの随時点検を依頼する。移動式バスケット台、防球ネット、体操競技器具、競技支柱、卓球台、審判台、得点板、床金具など、見逃しやすい重大な故障がないか保守点検する。

(3) 安全具の整備・点検

スポーツ活動に使用する用具の定期的な点検・整備は、用具本来の性能発揮に資するだけでなく、破損等に伴う事故防止の観点から、安全管理上も極めて重要である。また、スポーツには、活動に伴う「危険」が存在する場合もあるが、予防可能な「危険」もある。主体的な要因と、環境的な要因のうち、主体的な要因のなかで安全具（防具）を適切に使用することで「危険」を減少させることが可能になる。一方で、安全具の整備不良は事故に直結するため、各自が習慣的に点検を行う事や、専門業者を招きチーム全体で定期的メンテナンスする必要がある。

以下に安全具の例として、ヘルメット・ヘッドガード、及びマウスガードの効用と適切な使用事例を示す。

1) ヘルメット、ヘッドガード

スポーツヘルメットには、自転車用、スケートボード用、野球用、スケートボード・スノーボード用など硬質材料で作製されているものが多い。ヘッドガードは空手、少林寺拳法などで使用されるものがあり、頭部顔面を被覆する軟性材料で作製されることが多い。

これらのヘルメット等は繰り返し衝撃が加わると、衝撃吸収機能が低下する。衝撃を受けたヘルメット等の継続使用は、事故の危険性を高めるため、老朽化による亀裂や劣化の有無について定期的な安全点検を行うべきである。

一部の競技においては、ヘルメット等の着用が義務付けられており、規格も厳格化されている。また、万一の事故に備えて、競技大会においてだけでなく、通常の練習でもヘルメット等を着用することが望ましいと考えられる。一方で、ヘルメット等の着用は、頭部の温・湿度が上昇させる原因となり、熱中症を起こしやすい状況を作り出すことになるため、注意が必要である。

2) マウスガード

マウスガードは「スポーツによって生ずる歯やその周囲の組織の外傷を予防したり、ダメージを軽くしたりする目的で、主に上の歯に装着する軟性樹脂でできた弾力性のある安全具」を意味する。作製方法により複数のタイプのマウスガードが使用されているが、いずれも個人に合わせた作製・調整が求められ、変形や破損などを定期的なメンテナンスによって確認する必要がある。歯、口唇、口腔粘膜等に対する外傷予防効果が、疫学的な検討によって確かめられている。

2・医療機関との連携

(1) 医療機関との連携と健康管理担当者

UNIVASに所属する大学・競技団体等は、学生アスリートの健康を維持・向上するために、医療機関を含む以下の2つの組織による連携体制を構築することが望ましい。また、UNIVAS 安全安心委員会・部会では、医療機関との連携に関する相談対応や、スポーツ医科学に関する情報提供などの支援を行っている。

- 医療機関（大学医学部附属病院や、近隣の基幹病院、診療所、クリニック等）
- 大学内の学生健康管理部門（健康管理センターや保健センター等）

これらの組織間連携に関わる人員として、健康管理担当者を配置することを目指し、健康管理担当者を中心に、連携体制を確認し（1年に1回以上）、連携医療機関の名称と電話番号等連絡先の情報、及び連絡方法をUNIVASに所属する大学・競技団体等関係者、及び学生アスリートに周知する。加えて、新入生が入部する年度頭等には、メディカルチェックやスポーツ診療等の実施に関する年間スケジュールを作成・周知し、学生が確実に受診できるような体制を構築することが望まれる。

大学が医療機関と連携して実施することが望ましい取組として、次のような事例が考えられる。なお、学生の医療面のサポート体制の構築等は大学にて行うが、メディカルチェックやスポーツ診療等、直接的な医療行為に関連するものは、医療機関との連携によって達成することが妥当である。

①メディカルチェック

スポーツ外傷・障害や疾病等の予防のため、学生のメディカルチェックは必須と考えられる。特に、運動中の突然死を防ぐため、循環器内科的な評価が重要である。タイミングとしては入部（入学）時と年1回程度のメディカルチェックを行うことが望ましい。毎年行われる定期健康診断のほか、競技に応じて頭部・頸椎の評価や心臓超音波検査などの必要な項目の追加が推奨される。

②スポーツ診療

スポーツ選手の診療で最も必要となる頻度が高いのは整形外科診療だが、他に内科、脳神経外科、産婦人科、精神神経科診療なども必要となる。これらに係るすべての診療をスポーツ統括部局で行うことは現実的に困難だが、一部の診療や相談でも学内で受けることができれば、学生にとっての利便性は高くなる。

③リハビリテーション及び予防トレーニングの実施

急性期や手術後のリハビリテーションは病院や医療機関で行われるが、競技復帰前やスポーツ障害予防のアスレティックリハビリテーションは学生トレーナーを含むアスレティックトレーナーによってスポーツ現場で行われることが多くなる。学内に、アスレティックリハビリテーションを行うことができる設備を整え、トレーナーを配置することが望ましい。

④栄養指導

学生は自宅生、一人暮らし、寮生等の居住環境によって食事環境が大きく異なる。スポーツ統括部局と連携した管理栄養士が学生の栄養摂取の現状を調査分析した上で、競技に必要な栄養の摂取に向けた計画の策定をサポートする等、栄養指導を行うことが望ましい。

⑤ドーピング防止指導

特にトップレベルの運動部学生は、国内外の大会においてドーピング検査の対象となる場合がある。検査の対象とならない学生においても、ドーピングについて正しい知識を有することは、スポーツの公平・公正性を確保し、スポーツの価値を広めるために重要である。したがって、スポーツ統括部局が医師等と連携し、ドーピング防止に向けた意識の向上と知識の普及を図る取組を行うことが望ましい。

⑥医療機関窓口

ケガをしてしまった学生のために、どの病院のどの診療科を受診すればよいのか、といった相談に応じる窓口が用意されていることが望ましい。また、処方薬がドーピング禁止薬に該当しないかなどの相談にも応じられるよう、スポーツ医学の知識を有する専門家がスポーツ統括部局に配置されていること又はスポーツ統括部局と連携していることが望ましい。

⑦医療相談等の窓口支援体制

競技団体や大会によって、医師や医療関係者の帯同や派遣を必要とする場合がある。しかし、運動部ごとにスポーツ医学の知識を有する医師を確保することは困難であるのが現実である。そのような場合に、スポーツ統括部局と医師・医療機関との連携に基づいて、スポーツ統括部局が運動部に対し医師や医療関係者を派遣又は紹介できることが望ましい。

(2) 健康管理担当者の役割

健康管理担当者は、以下の①～④に関わる業務をコーディネートするように努める。

①スポーツ参加前検診と、定期的継続的な検診

UNIVASに所属する大学・競技団体等は、学生アスリートにスポーツ参加前検診と、定期的継続的な検診として大学での学生健康診断、または、それに代用となる健康診断を受けるように指導する。健康管理担当者はリスト化された学生アスリートが年1回の学生健康診断を受診していることを把握する必要がある。年1回の学生健康診断を受診していない学生アスリートがいる場合、健康管理担当者は当該大学・競技団体等に対し、受診を促すよう助言する。また健康管理担当者は、スポーツ参加前検診と定期的継続的な検診により、学生アスリートがスポーツ参加に適していることを確認する。さらにスポーツ参加について精密検査や追加検査などの指示がある場合には、スポーツ参加前に必要な検査、処置、手当等を受けることを当該アスリートに勧める。

②スポーツ活動が行われる場所の医療機関との連携

UNIVASに所属する大学・競技団体等は、健康管理担当者を通じてスポーツが実施される場所で、適切な医療が受けられるように事前に計画し、学生アスリートがスポーツ参加前、または参加中に、受診できるよう医療機関へ連絡しサポートすることが望ましい。

③スポーツ外傷・障害及び疾病発生時の対応

UNIVASに所属する大学・競技団体等は健康管理担当者を中心に、スポーツに関連する外傷、障害及び疾病の発生時に、連携医療機関への速やかな受診、または搬送を可能にするため、学生アスリートと緊急連絡先への連絡を行う。

UNIVASに所属する大学・競技団体等は健康管理担当者を中心に、重症外傷・疾病（入院、または手術が必要な場合）の発生時には、医療機関以外に、大学内学生健康管理部門に連絡を行う。

④スポーツ活動の休止と復帰に関する医療機関との連携

UNIVASに所属する大学・競技団体等は、スポーツ外傷・障害・疾病の発生状況を鑑み、スポーツ活動を休止する措置をとることも必要である。また、休止を助言されている学生アスリートに対し、十分な休止がとれるように配慮する。スポーツ活動の休止と復帰に関して、学生アスリートが必要な医療機関を受診して助言を受けられるように、健康管理担当者を通じて連携、アドバイスを行うことが望ましい。

3・自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator・AED) の設置

(1) スポーツ施設における AED の適正配置

スポーツ活動に伴う心臓突然死はランニング (マラソン)、水泳、野球、サッカー、ラクロス、剣道、空手など様々なスポーツで起こり得る。スポーツ中の心臓突然死の場合、周囲に人 (バイスタンダー) がおり、そのバイスタンダーが心停止の瞬間を目撃するケースが多い。またスポーツ施設で発生した心停止では、バイスタンダーによる CPR が施される可能性が高く、加えて心停止現場の近くに AED が設置されていることが多い。これがスポーツ施設内で生じる心停止の特徴である。

本邦では一般社団法人日本救急医療財団による「AED の適正配置に関するガイドライン」が公表されて、適正に AED を設置・使用することが推奨されている。同ガイドラインにおいて、スポーツ施設は AED 設置が推奨される施設とされており、AED を効果的に使用するために設置を考慮すべき施設 (場所) は、以下の 4 つの要件のいずれか該当するものとされている。

- 心停止の発生頻度が多いスポーツ施設
- 心停止の発生の可能性があるスポーツ競技やスポーツイベントが行われる施設
- 心停止の目撃が多い・救助する人が多い場所
- 救急隊到着までに時間を要する場所

(2) AED 設置が推奨されるスポーツ施設と種目

1) スポーツジム、及び大学スポーツ関連施設

スポーツジム、スポーツ管理事務所を伴うグラウンド、球場等、屋内・外競技場、体育館、プール、柔道場、剣道場などのあらゆるスポーツ施設には、AED を設置することが望ましい。特に運動強度の高いスポーツ中の心室細動の発生が多いと報告されており、それらを実施するスポーツ関連施設には、積極的にAED を配備すべきである。

さらに多数の観客が集まることが予想される場合には、観客に対する救護も必要である。したがって、各スポーツ施設に AED が 1 台あれば良いわけではなく、複数台を計画的に配置することが望ましい。また稀にしか開催されない屋外スポーツイベント等では、AED を常備することは非効率であり、当日のみレンタルする方が現実的な場合もある。合宿や遠征といった普段と異なる場所でスポーツ活動を行う際には、携行可能な AED を準備することが望ましい。

2) 心臓振盪の発生が多いスポーツ

ボールや人同士がぶつかる野球、空手、サッカー、ラグビーなどのスポーツ種目では、心臓振盪による突然死の発生が比較的多いと報告されている。これらのスポーツ種目を行う団体は、AED の準備を徹底すべきである。

3) 大規模なマラソン大会

強度の強い運動を行った場合には、心臓突然死のリスクが高まることが知られおり、運動種目別にみるとマラソンにおける発生頻度が極めて高い。東京マラソンでは、参加者 10 万人当たり、心停止 1.53 件と報告されている。大規模なマラソン大会では迅速な AED 使用を可能にするため、定点配置のみならず、併走車や自転車隊などを利用したモバイルAED 体制も有用であり、コース全体に効果的に配置することを目指すべきである。

(3) AED 設置に際して考慮すべき点

1) アクセスしやすい場所への設置

AED 設置場所は、心停止の発生から5分以内に装着して電気ショックができることが望ましい。つまりAEDは、心停止の発生頻度の高い場所の近くへ設置することが求められる。そのため、大学施設内では保健室や健康管理室内だけでなく、心停止発生のリスクが高い場所（運動場や体育館等）への配置を最優先すべきである。その際、さらに以下の点に注意し、動線についても十分に検討しておく必要がある（図4-2）。

- ①発生場所から片道1分以内の範囲に設置
- ②高層ビルではエレベーターや階段等の近くに設置
- ③広いグラウンドや競技場では、通報を受けたAED管理者が自転車、カート、バイクなどを使って迅速に運搬して時間短縮できる体制を考慮



図4-2 AED へアクセスする動線の確保

2) 分かりやすい場所への設置

AEDを設置している建物の入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板を設置できる場所などに設置すべきである。

3) AEDの誘導標識の設置（100m四方に最低4か所）

初めて訪れるスポーツ施設であってもAEDの設置場所が分かるように、AED誘導標識を設置する必要がある。AEDを迅速に取りに行くため、AED設置場所の周囲100m以内に最低4か所、可能ならば8か所に、AED標識（サインボード）を設置する。特に、トイレの看板がある場所、建物の入り口、エレベーター脇や階段、部屋のつきあたりや、道路の分岐点などに設置すると効果的である。

7) AED 設置施設の職員等に対する AED 教育

スポーツ施設等に AED 設置を行うだけでなく、当該施設の職員や利用する学生、活動責任者も AED を用いた救命講習を受けておくべきである。いざという時に備えて迅速な対応を確実にできるような準備（緊急時行動計画）が必要である。

また大会等開催時には、パンフレットや場内アナウンスを用いて、参加者全員に AED の位置を周知することが重要である。

8) 壊れにくく管理しやすい場所への設置

屋外で行われるスポーツ活動に対して AED を準備する場合、防水性のボックスが必要なこともある。簡易防水機能が付与された AED が多いが、精密機器であるため、雨に弱い。また設置場所が 50℃以上の高温になると、除細動パッドが溶けることが知られている。AED を屋外に設置する際には、これらの環境条件による制約があることを理解しておく必要がある。

4・湿球黒球温度 (Wet Bulb Globe Temperature ・ WBGT) 計の設置

(1) 暑さ指数 WBGT の活用

WBGT は、熱中症予防を目的として 1954 年にアメリカで提案された熱中症指標である。WBGT は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、輻射熱、及び気流の 4 要素すべてを反映した指標である。WBGT を測定できる機器が安価で購入できるようになり、熱中症の予防のために WBGT を測定できるようになった（図 4-4）。



図 4-4 WBGT

(2) スポーツ活動中の熱中症発生と WBGT との関係

WBGT は熱中症発生に強く関連し、WBGT が増加すると熱中症発生件数が増える傾向にある（図 4-5）。したがって計画的に WBGT 計の購入・配備を推進し、スポーツ活動を行う場所の WBGT を基に適切な活動内容を選択していくことが、効果的な熱中症予防対策となる。

(3) 危機管理としての WBGT 測定

熱中症という重大事故を未然に防止するには、スポーツ活動時に定期的な WBGT 測定を行い、暑熱環境の把握に努めることが重要となる。WBGT を基準にして運動の仕方（休憩や水分補給の方法等）や注意点を示したのが「熱中症予防運動指針」（図 3 - 10）であり、この WBGT と指針の有効活用が危機管理体制の構築に資するものとなる。

また熱中症を予防するために、競技規則への WBGT 導入を推進している公益財団法人日本サッカー協会（Japan Football Association、JFA）の先進的取組がある。JFA 熱中症ガイドラインによれば、大会や試合会場の WBGT に基づいて飲水タイムやクーリングブレイクが設けられ、あらかじめ定められた熱中症対策を講じないと試合開催が認められないことになっており、WBGT を活用したスポーツ活動時の危機管理のあり方を示している点で、他のスポーツ種目にとっても参考になる。

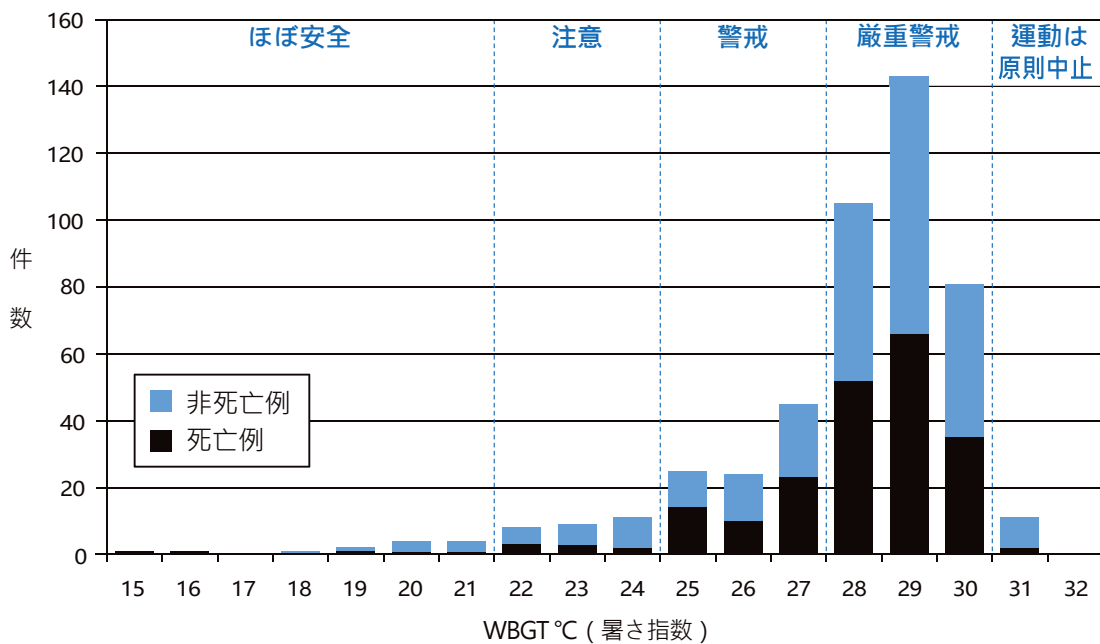


図 4-5 運動時熱中症発生時のWBGT 分布と運動指針 (1970~2018 年)
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(第 5 版) 公益財団法人日本スポーツ協会

<参考文献>

- 一般社団法人日本救急医療財団 (2018) AED の適正配置に関するガイドライン
- 一般社団法人日本蘇生協議会 (2016) JRC 蘇生ガイドライン 2015
- 公益財団法人日本サッカー協会 (2016) 熱中症対策ガイドライン、<https://aed-zaidan.jp/knowledge/index.html> (参照日 2019 年 12 月 25 日)
- 公益財団法人日本スポーツ協会 (2019) スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (第 5 版)
- 公益財団法人日本体育施設協会施設用器具部会 (2013) 事故防止のためのスポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き、体育施設出版、東京
- 日本スポーツ振興センター (2010) スポーツ施設の安全管理～第 2 回～「事故防止のポイント」国立競技場 2010 年 7 月号 <https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/kankou/tabid/256/Default.aspx> (参照日 2019 年 12 月 25 日)
- 日本スポーツ振興センター (2010) スポーツ施設の安全管理～第 4 回～「スポーツ施設用器具の維持管理」国立競技場 2010 年 11 月号 <https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/kankou/tabid/294/Default.aspx> (参照日 2019 年 12 月 25 日)

第5章 | 事故発生時の対応体制

1・適切な連絡経路の確保

(1) 大学スポーツにおける平常時連絡経路の確保

UNIVAS に所属する大学・競技団体等は、学生アスリート及び緊急連絡先（家族等）に対し平常時に連絡がとれる方法を確保し、大学の学生スポーツ管理部門及び学生アスリートの双方に対し明らかにすることが望ましい。

(2) スポーツ外傷・障害・疾病発生時（重症以外の場合）の連絡経路

UNIVAS に所属する大学・競技団体等は、学生アスリート及び緊急連絡先（家族等）に対しスポーツ外傷・障害・疾病の発生時（重症以外の場合）に、夜間または休日等に連絡できる方法を確認しておかねばならない。

(1) と異なる連絡経路を確保しておかなければならない。

(3) スポーツ外傷・障害・疾病発生時（重症の場合）の連絡経路

UNIVAS に所属する大学・競技団体等は、学生アスリート及び緊急連絡先（家族等）に対しスポーツ外傷・障害・疾病の発生時（重症の場合）に、夜間または休日等に連絡できる方法を確認しておかねばならない。緊急連絡先は2箇所以上を確保しておかねばならない。

(4) 自然災害、人的災害時等の連絡経路

UNIVAS に所属する大学・競技団体等は、落雷や豪雨、地震、洪水等の自然災害や、テロ、紛争等に備え、連絡先及び連絡方法を事前に把握しておくことが望ましい。大規模災害時など、平常時の連絡先が使えないことを想定して、複数の連絡経路、連絡先を確保しておかねばならない。

2・緊急時対応プラン（Emergency Action Plan・EAP）の策定

(1) スポーツ時における安全管理体制の作成と実行

1) EAP の要素

大学では多くのスポーツ活動が様々なレベルで行われている。いかなるスポーツ現場においても、頭部外傷、頸部外傷、熱中症、心停止など、スポーツ活動中の重大事故への適切な対応が求められる。大学スポーツにおいても重大事故に対するEAPを事前に構築しておき、緊急時に適切な対応が取れるように準備することが大切である。

第2期スポーツ基本計画（2017年）の答申には、「種目別や世代別のスポーツ障害、外傷、事故等の情報収集・分析を行うとともに、安全確保に向けた方策をとりまとめ、普及・啓発することにより、

安全にスポーツを行うことができる取組を促進する」とある。つまり、大学スポーツの振興とともに、EAP の概念を大学スポーツ内に広めることは、UNIVAS に求められる重要課題であり、UNIVAS が希求する安全安心なスポーツ環境を構築する第一歩である。

EAP の要素は以下の通りである（図 5-1）。

- 発生を予測し得る傷病に対する未然の予防（Prevention）
- 3 つの H【頭部外傷（Head injury）、熱中症（Heat stroke）、心臓突然死（Heart sudden death）】に対する対策
- 周到な準備と重大事故への迅速な対応（Responses）
- 事故発生時の救命処置
- 救急搬送記録の実施

安全管理体制（エマージェンシーアクションプラン）の作成と実行

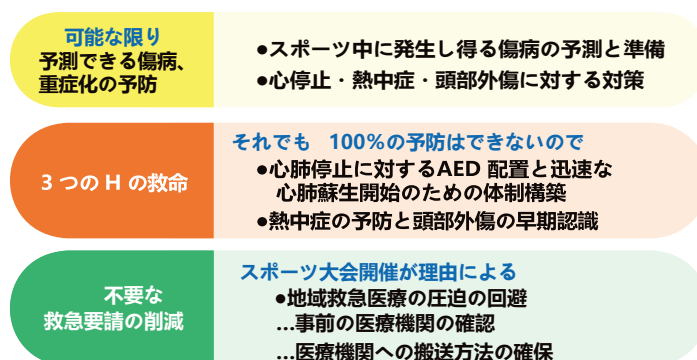


図 5-1 EAP の要素

(2) 応急処置を可能とする救護体制と資機材の配置

多くのスポーツ活動を大別すると、固定型スポーツ（ラグビー・アメリカンフットボール、サッカー、野球、バスケットボール、ハンドボールなど）と移動型スポーツ（マラソン、トライアスロン、自転車競技など）に分類され、その準備も異なる。

EAP を作成するには事前打ち合わせ、当日打ち合わせ、そして事後の打ち合わせが必要である（図 5-2）。

試合開催時 打ち合わせ内容	事前打ち合わせ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 試合当日日程 2. 試合会場で救急救命士が待機する場所・救急車を停車させる位置 3. 傷病者の搬送方法と搬送経路 →救急車とドッキングしやすい場所はあるか。 4. 救急救命士（中等症～重症）とトレーナー（軽傷）の役割分担を明確化 5. 周辺医療機関の把握 →病院名、診療科、診療時間、電話番号の一覧を作成。
	当日打ち合わせ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各チーム監督・コーチ・トレーナー・医師との顔合わせ 2. メディカルチェック計画 →各チームの試合前メディカルチェック状況について確認する。 3. 選手のコンディション管理 →1年以内に怪我や病氣罹患した選手の有無、治療経過と試合出場状況。 4. 救急救命士（中等症～重症）とトレーナー（軽傷）の役割分担を確認。
	試合終了後 打ち合わせ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各チーム選手の状態を報告 2. 試合救護体制としての反省・改善点

図 5-2 EAP 作成に必要な打ち合わせ

1) 救急担当責任者を中心とした、救護体制の事前打ち合わせ

事前打ち合わせでは、救護体制の準備、資機材の確保、当日対応人員の配置、当日の対応、周辺の医療機関の確認、通信方法、119 番の際の確認、救護者の待機場所の確認など、試合などの救護において必要な要素を確認する。

- 救護人員：医師・看護師、救急救命士、その他、救護ボランティアの情報共有（マニュアル作成）
- 会場整備：救護本部・救護所の設置、必要数のAED、救急処置機材・医薬品の準備
- 消防署との連携：緊急時連絡手順の確認、救急車の受け入れ態勢（動線）確認
- 病院との連携：搬送先病院への事前挨拶と当日の受け入れ体制の確認
- 救護チームへの天候やコンディション（WBGT 測定）情報の共有と注意喚起
- 多数参加型選手や対戦型（チームトレーナー）などと選手情報共有と共同作業の動線確認

2) 当日打ち合わせと救護担当者への情報共有

- 各関係者との顔合わせを実施し当日情報の共有
- 救護マニュアルの確認と役割の確認
- 傷病者の発生時の搬送経路確認や動線の確認
- メディカルチェックの結果や、選手のコンディションなどの情報共有
- 試合（大会）開催挨拶や事前アナウンスにて救護体制やAED 設置場所の周知
- 参加者への天候やコンディション（WBGT 測定）情報の共有と注意喚起

3) 事後打ち合わせ（救護記録の確認と事後検証体制の確立）

- 救護記録（重症・中等症と軽症用）の確認・登録
- 問題事例の抽出と救護担当医師による事後検証の実施
- 救護体制全体の反省と報告
- 次回へむけた修正とその共有と PDCA サイクルの実施

4) 移動型スポーツにおける救護体制の概略（大規模マラソンを例に）

マラソン、トライアスロン、ゴルフ、競歩など長距離にわたり移動する競技では、AED を固定位置に備えるだけでは不十分で、AED を移動させる工夫が求められる。具体的には自転車、バイク、電動カート、自動車などを利用した AED 搬送システムや、多数の救護チームを把握するために中央通信システム構築と、スマートフォンなどを活用した救護救急ボランティアの招集システムなどを構築することが望まれる。

- 救護記録（重症・中等症と軽症用）の確認・登録
- 問題事例の抽出と救護担当医師による事後検証の実施
- 救護体制全体の反省と報告
- 次回へ向けた修正とその共有と PDCA サイクルの実施

5) 固定型救護所の設置（ハンドボールを例に）

固定型救護が可能な、アメリカンフットボール、ラグビー、サッカー、野球、ラクロス、レスリング、

体操、剣道、柔道などでは練習や試合に参加する現場スタッフが応急手当の機材を準備する必要がある（図 5-3）。スポーツ中のケガや事故に対応できる資機材として、AED や人工呼吸マスク等の蘇生セット、擦り傷等に対応できる外傷セット、観察セット、熱中症や低体温症に対応する代謝セットが必要となってくる（図 5-4）。その資機材場所が一目でわかるような掲示をする事が望ましい。また、救急車の侵入経路やU-ターン路などの詳細な情報もまとめて地域の救急隊と共有しておくべきである（図 5-5）。

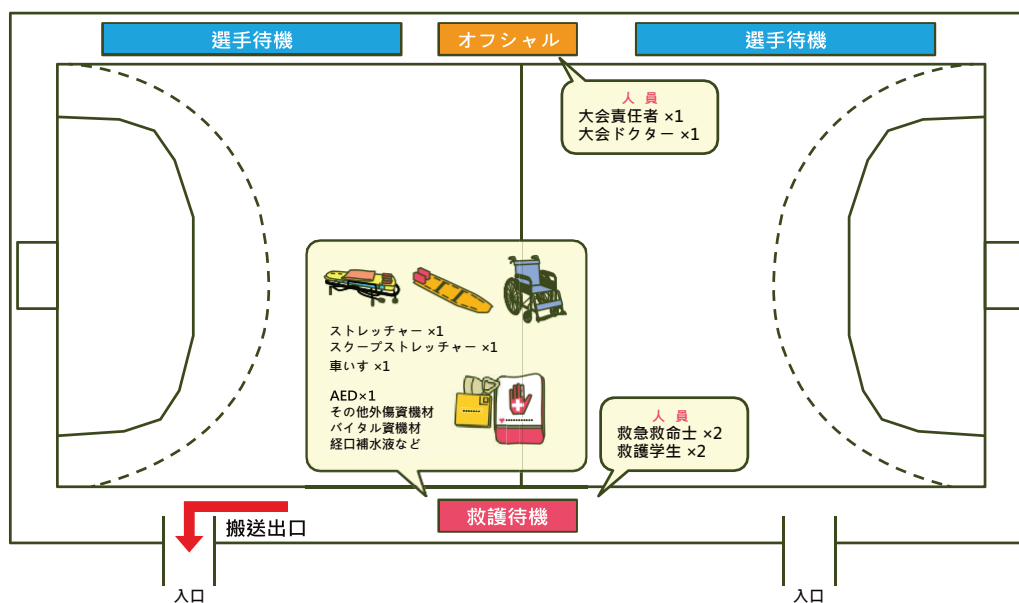


図 5-3 固定式競技でのAED設置

資機材は分類ごとに分けて整理・保管し、
チェックリストを用いて数量や使用期限等を確認する。

分類	資機材	数量	チェック	資機材	数量	チェック
感染予防セット						
観察セット						
BLSセット						
外傷セット						
代謝セット						
その他						

図 5-4 救護に使用する応急手当資機材の確認と整理

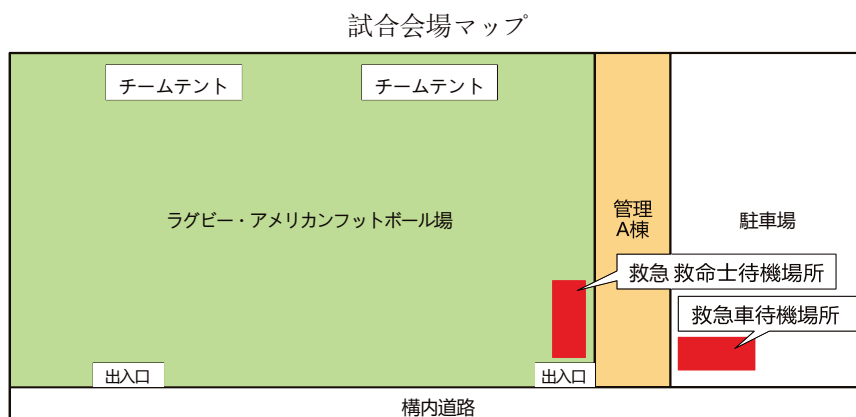


図 5-5 救急車の侵入経路と待機場所等

(3) 事故発生時のフローチャートとフィールドトリアージ

事故発生時のフローチャートとフィールドトリアージについての例を示す(図 5-6)。発生した傷病者が重症ですぐに医療機関への搬送(119番)が必要か(トリアージ赤)、少し時間を経過してから受診で大丈夫か(トリアージ黄)、応急手当のみで良いか(トリアージ緑)について、現場で判断することをフィールドトリアージという。

この判断は決して100%正確である必要はない。まずは大まかに救急車が必要な状態か、経過観察をすべきかを判断するものである。もし救急車を呼ぶと判断した場合には、手分けして、ケガをした学生に対応する係、AEDや救護機材を取りに行く係、発生時間や処置の内容などを記録する係、警備員に連絡し救急車を誘導する係、運動部の責任者に連絡する係、健康管理室などに連絡する係に分担して対応を行うことが望ましい(図 5-7)。

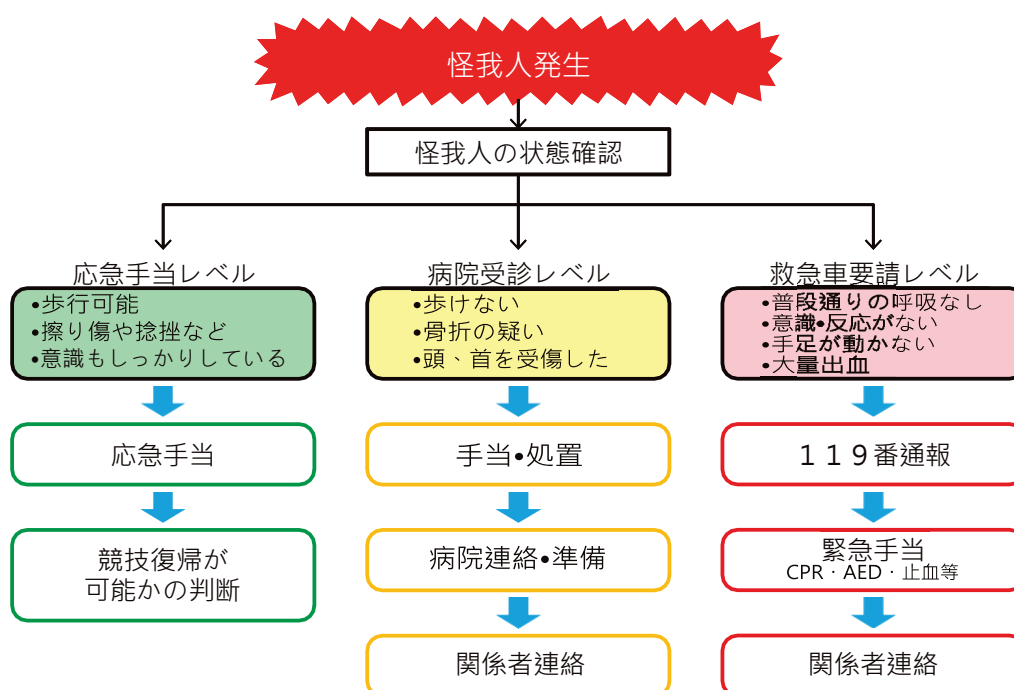


図 5-6 事故発生時のフローチャートとフィールドトリアージ


救急車を呼んだ時にやること・するひと！

- ・ 負傷者に対応する人 (5~6人)
- ・ AED、救護資器材を持ってくる人 (1~2人)
- ・ 記録係 (時間系列、情報を紙にまとめる人) (2人)
- ・ 警備員に連絡し救急車を誘導する人 (1~2人)
- ・ 監督・コーチに連絡する人 (1~2人)
- ・ 健康管理室、学内の職員、教員に連絡する人 (1~2人)

図 5-7 救急車を要請した際に実施すべきこと・ひと

(4) 緊急時の連絡先の確認

重大事故が発生した際の部内の連絡先、大学内での連絡網などのリスト、近隣の病院などを作成しておく。練習場に掲示したり、試合等では学生や指導者等が常に持参したりして、迅速な対応を可能にする準備をしておくことが望ましい(図5-8)。



健康管理室 1F

救急車搬入口

U Uターンのポイント
緊急車両進入可能経路

所在地 ○○○市○丁目○番地 ○○○○キャンパス

部内連絡先

監督: _____ トレーナー: _____
 コーチ: _____ その他: _____

学内連絡先

警備室: _____ 健康管理室: _____
 学生厚生課: _____ その他: _____

近隣医療機関連絡先

内科・整形外科
 ○○○○病院: _____ ○○○○病院: _____

救急病院
 ○○○○病院: _____ ○○○○病院: _____

救急相談センター ※救急相談センターでは救急車要請判断、病院紹介をしてくれる **#7119**

図5-8 緊急時連絡先のリスト化

(5) EAP の課題

スポーツ現場におけるEAPの現状には、課題が山積している。これは大学スポーツのみならず、プロスポーツを含め、社会におけるEAPの認知度と普及度が低いことによる。全国的にも、EAPに基づく救護体制が整っている大学・競技団体等が少ない。大学関係者・スタッフに対しての、EAP教育・講習を推進していく必要がある。以下は、応急処置教育としての具体的内容の提案である。

- AEDを含む心肺蘇生法の理解
- 熱中症や脳振盪への対応
- 擦り傷、出血、捻挫、骨折等のケガへの対応
- アナフィラキシーショックへの対応
- 重症度、緊急度、救急車要請判断等のトレーニング
- 搬送法の知識と技術の獲得

<参考文献>

- 一般社団法人JPTEC協議会 (2016) JPTEC 外傷のためのファーストレスポnderテキスト、へるす出版、東京
- 一般社団法人日本蘇生協議会 (2016) JRC 蘇生ガイドライン 2015、医学書院、東京：P410-458
- 国土館スポーツプロモーションセンター (2019) Basic Sports First Responder Textbook
- 広瀬統一、泉重樹、上松大輔、笠原政志 (2019) アスレチックトレーニング学、文光堂、東京

第6章 | リスクマネジメントとしての保険加入

1・保険加入の必要性

スポーツ活動を行う際、事故やケガが発生しないように最大限の配慮を行ったとしても、想定外の事故やケガを防ぐことは原理的に不可能である。しかし、活動中に負傷した場合には、治療やリハビリテーションのための費用等、傷病者の経済的な負担も発生する。費用が支払えないために必要な治療が受けられない等、経済的な負担は特に治療の阻害要因となりやすく、傷病者の重症化につながりかねない。そのため、学生、特に運動部学生やその指導者等は、スポーツ活動に伴う万が一の事故や傷害、賠償責任などに備えて、保険に加入することが強く推奨される。

2・傷害保険と賠償責任保険

スポーツ活動に伴うリスクに対処する保険には、主に傷害保険と賠償責任保険の2通りがある。傷害保険とは、偶然な事故等によって自分自身が被った傷害を補償するものである。一方、賠償責任保険とは、学生や指導者等が他者にケガをさせたり、他者の物を壊したりすることによって、法律上の損害賠償責任を負った際の損害を補償するものである。費用負担を考慮しつつ、傷害や賠償責任に対応した適切な保険に加入すべきである。

3・スポーツ指導者の責任

スポーツ指導者には、参加者の安全に配慮する義務（安全配慮義務）があり、訴訟等の場合には、想定しうるリスクやその他すべての状況を考慮して安全配慮義務が果たされていたかどうかが問われる。ボランティアのスポーツ指導者にも安全配慮義務が求められ、起こしてしまった事故等に対する責任をすべて免れるとは限らない。

安全配慮義務が果たされていないと判断され、指導者に対して損害賠償の支払いが命じられた場合、指導者の心理的・経済的負担が大きくなることは想像に難くない。保険に加入することは、事故やケガが発生した際の指導者の心理的・経済的負担の軽減にもつながる。

4・保険加入状況の調査

大学及び競技団体は、各運動部における学生及び指導者等の保険加入状況について調査し、大学及び競技団体内における保険加入状況の実態を把握しておくべきである。また、この調査を通じて、大学スポーツに適した保険についての情報を収集したり、研修会や新入生オリエンテーション等にて周知したりすることで、学生及び指導者等に各自の保険加入状況について再認識させるといった効果を上げることも期待される。

5・保険の紹介と加入の促進

大学及び競技団体は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）のほか、各大学スポーツに適した保険について調査し、学生及び指導者等に対し当該保険について紹介するとともに、学生及び指導者等の保険への加入を促進する取組を行うべきである。また、大学が契約する指導者等については、契約時に保険への加入状況を確認したり、大学が保険への加入を取りまとめるなど、確実に保険に加入した上で指導等に当たるよう管理するべきである。

なお、保険の紹介と加入促進にあたっては、想定される怪我が活動種目や活動内容等によって異なることに注意が必要である。大学として競技ごとのリスクを把握し、リスクに合わせた保険の種類及び補償内容を把握し、学生や指導者に周知することが肝要である。また、過度な費用負担を学生に求めることがないよう、補償内容と費用負担のバランスも考慮する必要がある。

6・免責同意書

「当クラブで起きた事故やケガの責任は一切負いません」、こういった文言は免責同意書と呼ばれる。実際に事故や怪我が起こった場合、その原因に関連すると思われるすべての事情を考慮してその責任が問われるため、この一文をもって責任を免れることはできず、法的なリスクマネジメントにはならない過去の判例（東京地裁平成13年6月20日判例タイムズ1074号219頁）において、免責同意書によってスポーツ指導者とその責任を追及されないということは認められないという判断がなされている。どのような状況においても、スポーツ指導者には事故やケガが発生しないように安全配慮義務を果たすことが求められる

<参考文献>

富山県教育委員会 スポーツ・保健課（2011）文部科学省委託事業 地域スポーツ指導者育成推進事業ハンドブック「地域スポーツ指導者へのステップ」

公益財団法人日本スポーツ協会発行（2020）公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅱ・第2章スポーツと法

第7章 | ハラスメントや暴力の防止

1. ハラスメントや暴力への対応

ハラスメントとは、不適切な言動により、教育・研究・課外活動・就業の環境を害することであり、暴力とは、身体に対する不法な攻撃の一切を指す。

スポーツ界の一部では、これまで、ハラスメントや暴力が指導の一環として見過ごされてきたところがあった。その背景には、勝つことを優先する考え方が蔓延し、ハラスメントや暴力行為が勝つための手段として用いられてきた実態がある。またそのような環境にいる選手たちが、もしもハラスメントや暴力行為に疑問を感じずにいた場合、自身の受けた行為を次の世代に繰り返す「暴力の連鎖」が懸念される。

ハラスメントや暴力は、指導者から学生に対して与えられるだけではなく、学生同士、あるいは指導者間でも生じる可能性がある。ハラスメントや暴力が発生すると、学生や指導者の心身に悪影響を及ぼし、安心して運動部活動に取り組むことができなくなる。また、ハラスメントや暴力について理解が曖昧だと、自分の言動がハラスメントに該当しないかを気にするあまり、精神的に抑圧され運動部活動に支障をきたす可能性もある。したがって大学スポーツに携わる全ての関係者は、ハラスメントや暴力についての正しい認識を備え、その発生を防止するように努めるべきである。具体的には、ハラスメントや暴力を未然に防ぐ（加害者にさせない）ための研修や、ハラスメントや暴力行為を受けた側（被害者）や目撃者ができるだけ早い段階で第三者に相談・通報できる窓口が用意される必要がある。また、ハラスメントや暴力行為が明るみとなった際の大学・競技団体側の迅速な対応は、そのような行為を深刻化させないためにも重要である。

(1) ハラスメントに該当する言動の具体例

1) 文部科学省

文部科学省が公表する「大学におけるハラスメント」*に関する研修資料では、ハラスメントの定義及び種類を以下のように示している。

※文部科学省「大学におけるハラスメント防止に向けて」 (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/250410_00001.htm)

ハラスメントとは、本人の意図にかかわらず、

1相手の意に反する不適切な言動等を行うことによって、相手に不快感や不利益を与える行為

2相手に対して差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって、相手の利益を侵害する行為

これによって、教育研究環境、学習環境等を悪化させること。

<ハラスメントの種類(例)>

- セクシュアルハラスメント
- パワーハラスメント
- アカデミックハラスメント
- マタニティハラスメント 等

2) 日本スポーツ協会

日本スポーツ協会では、スポーツの現場における暴力、暴言、ハラスメント、差別等の不適切行為の総称を「スポハラ」（スポーツハラスメント）※と名付け、安全安心にスポーツを楽しむことを害する行為と位置付けている。日本スポーツ協会では、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントを以下の通り定義付けしている。

※公益財団法人日本スポーツ協会「NO！スポハラ特集サイト」（<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>）

表 パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントの定義と具体例

種類	定義・具体例
パワー ハラスメント	<p><定義></p> <p>立場の優位性を利用して、指導の範囲を超えて行う嫌がらせであり、結果として、肉体的、精神的な苦痛を与えたり、スポーツを行う環境を悪化させたりすること。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力行為とともに、チームのルールに従わなかった罰として、丸刈りを示唆した。 ・練習試合のプレー中の声が小さいことを理由に、数時間、体育館のステージに立たせて練習に参加させなかった。
セクシュアル ハラスメント	<p><定義></p> <p>セクハラとは、性的な行為や言葉によって、相手に不快感を与えること。</p> <p><具体例></p> <p>スポーツの現場におけるセクハラでは、指導者と競技者などという立場を忘れ、一方的で身勝手な感情に基づいて行われたり、権力や実力を持ったものが立場の違いを利用して、行われるケースが多く見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツマッサージと称して、選手の身体に不必要に触った。その結果、選手はそのチームを辞めて別のチームで活動することとなった。 ・スポーツクラブのコーチが、SNSで選手の保護者に対し、性的な発言のメッセージを送信し続けた。選手（子ども）がコーチに指導してもらうためには保護者が行為を我慢しなければならなかった。

3) 厚生労働省

厚生労働省は、「職場におけるハラスメント対策パンフレット」※にて、職場におけるセクシャルハラスメントを「「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されたりすること」としている。これは、職場を対象とした定義ではあるが、スポーツの現場においても適用可能と考えられる。なお、「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指す。

※厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

<性的な内容の発言（例）>

- 性的な事実関係を尋ねること
- 性的な内容の情報（噂）を流布すること
- 性的な冗談やからかい
- 食事やデートへの執拗な誘い
- 個人的な性的体験談を話すこと 等

<性的な行動（例）>（具体例）

- 性的な関係を強要すること
- 必要なく身体へ接触すること
- わいせつ図画を流布・掲示すること
- 強制わいせつ
- 強姦 等

4) 日本サッカー協会

日本サッカー協会では、上記、厚生労働省が示す「職場のパワーハラスメント」をもとにスポーツにおけるハラスメント等の行為の種類を以下の通り整理している。

- 身体的な攻撃（暴力／過度な罰走／暑熱下の状況で水を飲ませない 等）
- 精神的な攻撃（人格を否定するような言動 等）
- 人間関係からの切り離し（練習・試合から外す／無視をする 等）
- 過大な要求（無理な練習目標の設定／遂行不可能なことの強制 等）
- 過小な要求（選手の能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じる 等）
- 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る／選手への誹謗中傷 等）

(2) 基本的な対応の考え方

ハラスメントの相談は、相談窓口だけでなく、スポーツ統括部局や競技団体等に直接寄せられることもある。初期対応を誤ると被害者の状況悪化や二次被害につながる可能性がある。ハラスメントが発覚した場合、被害を最小限に留めるためにも事案に対して迅速かつ誠実に向き合うことが重要である。

なお、必要に応じて外部の専門家等に相談し、対応方針及び対応方法を協議することも考えられる。

1) 否定せずに傾聴する

直接、相談を受けた場合、相談した相手に否定されると「また否定されるのではないか」と考え、相談してもらえなくなり、状況が悪化する可能性がある。次に繋ぐためにも、相談を受けた時点では答えを出すのではなく、相談者に「受け止めてもらえた」と思ってもらうことが重要である。

2) 相談者の意向の確認

ハラスメントの相談には「話を聞いてほしいだけで、具体的な対応を求めているいないケース」と「調査等の具体的な対応を求めているケース」があり、相談を受けた者は、相談者がどのような対応を求めているかを確認する必要がある。

加害者からの報復や組織で大ごとになるのを避けたい心情から「具体的な対応を求めているいないケース」であることも珍しくない。相談者の意向を確認しないまま対応を進めた場合、「アウトティング（本人の同意のない秘密の暴露）」という二次加害につながる可能性もあるため、十分な注意が必要である。

3) 問題の整理・事実の確認

相談者がどのようなことに困っているのか、話に耳を傾け、相談者の状況を客観的に把握する。必要に応じて関係者にヒアリングを行い、5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように）を意識して、心理的事実（不安、不満、苛立ち等）と客観的事実を明確に区別しつつ、状況を正確に把握することが重要である。

4) 対応体制の構築

相談者が大学側の対応を望んだ場合、相談を受けた者は速やかに組織へ共有する。報告を受けた側は対応体制を構築し、対応方針を定め、情報漏洩や相談者の心身に十分配慮した上で対応する。加えて、関係者間で対応状況を定期的かつ詳細に共有することが望ましい。

相談者へのケアとして、必要に応じて、対応状況を適宜相談者に報告することも肝要である。

5) 記録の徹底・証拠保全

相談者からの相談内容や関係者へのヒアリング結果を記録する。作成に際し、発言者や記録者の主観や推測を含めないよう注意しつつ、客観的事実を正確に記録する。必要に応じて、録音・録画を行う。

6) 被害の拡大防止

相談内容が加害者や周囲に漏洩した場合、噂や報復といった二次被害に繋がりがかねない。組織への共有、関係者へのヒアリングの実施時には情報漏洩に十分注意する。

7) 相談者へのケア

ハラスメントや暴力の被害者は、心身ともに大きなダメージを受けている可能性が高い。被害者が可能な限り早く心身共に復調し、運動部活動に復帰するためにも被害者及び関係者へのフォローや再発防止策の検討・周知徹底が不可欠である。相談者が望まないことによって対応を進められないこともあるが、その場合であっても相談者の様子に気を配り、相談者への丁寧なケアを心がける。

2・大学外からの指導者に対するハラスメント

近年、大学スポーツの現場において、大学外（保護者等）から指導者（監督・コーチ等）への過剰な苦情や不当な要求、威圧的な言動といったハラスメントが問題となっている。これらは指導者の精神的負担や業務の停滞、さらには学生や運動部の活動へ影響を及ぼすなど、安全・安心な大学スポーツ活動の阻害要因となりうる。大学スポーツは学生の自主性や成長を支える場であり、保護者等との建設的な連携は重要である一方、社会通念上不相当な言動や要求が繰り返される場合には組織的な対応が不可欠となる。これより、大学外からの指導者に対して過剰な苦情や不当な要求があった場合の対応方針や対策を学内で事前に検討し、周知することが重要である。

(1) カスタマーハラスメントに該当する言動の具体例

1) 厚生労働省

厚生労働省は、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（令和4年2月）」※にて「企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なることが想定されるため、カスタマーハラスメントを明確に定義することはできない」としつつも、「顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」がカスタマーハラスメントに該当すると考えられるとしている。

※厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

<「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例>

(要求内容の妥当性に関わらず不相当とされる可能性が高いもの)

- 身体的な攻撃（暴行、傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）
- 威圧的な言動
- 土下座の要求
- 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- 差別的な言動
- 性的な言動

- 個人への攻撃要求 等

(要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)

- 金銭補償の要求
- 謝罪の要求（土下座を除く）

2) 岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会は、「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル（令和7年3月）」^{*}にて、過剰な苦情や不当な要求を下表に示す5つの類型に分類している。その上で、「ハラスメントに該当するかどうかは、要求の「内容」又は「手段・態様」が「社会通念上不相当であるかどうか」を総合的に勘案し、組織的に判断する必要がある」としている。

※文部科学省「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応に関する教育委員会における取組について」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatakakata/mext_00600.html)

表 過剰な苦情や不当な要求は5つの類型

分類	内容
時間拘束・反復型	長時間の電話や居座り、度重なる問い合わせなど、申出・要求を執拗に繰り返し、その対応に教職員が長時間拘束され、業務に支障が出るもの
暴言・威嚇・脅迫型	暴言、罵声、脅迫的・侮辱的な発言などにより、教職員が委縮し、業務に支障が出るもの
権威型	正当な理由なく権威を振りかざして特別扱いを要求したり、文書等での謝罪や土下座などを要求するもの
インターネット・SNSでの誹謗中傷型	特定の教職員を識別できる情報や業務への対応の様子をインターネット上で公表するなど、教職員のプライバシーを侵害し、または業務の適正な遂行を妨げるもの
セクシュアルハラスメント型	教職員を不快にさせる性的な言動を行うもの

(2) 基本的な対応の考え方

保護者等からのハラスメントに対しては、初期対応が重要とされている。誠実な初期対応を徹底した上で、心理的事実（個人の感情等）と客観的事実（誰の目から見ても明らかな事実）を明確に区別した事実の確認、発言の記録や証拠保全を行う必要がある。また、指導者が一人で抱え込まず、組織的に対応することが肝要である。経験や勘に頼った対応ではなく、法的な根拠や社会通念上のルールやマナーを踏まえた対応が重要である。

1) 誠意ある初期対応

保護者の心理的事実（不安、不満、苛立ち等）を受け止めつつ、丁寧に誠意をもって対応する。不安や不満等の背景を傾聴しつつも、事実関係の確認ができていない場合には、安易に組織の非を認めるような発言は避け、「事実確認後に対応する」旨を伝える。

2) 一人で抱え込まず、速やかに組織へ報告

指導者が一人で抱え込むのではなく、速やかに大学スポーツ統括部局等に報告・相談し、組織的な対応に切り替える。報告を受けた側は、対応方針を定め、役割分担を決定し、対応窓口を一本化する。関係者全員が同じスタンスで対応できるよう、決定内容は定期的かつ詳細に関係者間で共有する。

3) 事実の確認

5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように）を意識して、心理的事実と客観的事実を明確に区別しつつ、状況を正確に把握することが重要である。保護者をはじめとした関係者から丁寧な聞き取りを行いつつ、事実関係を整理し不明確な部分や不足情報を確認する。

4) 記録の徹底・証拠保全

発言内容ややり取りの経緯、対応した期間・時間・回数等を記録する。作成に際し、発言者や記録者の主観や推測を含めないよう注意しつつ、客観的事実を正確に記録する。必要に応じて、録音・録画を行う。

5) 毅然とした態度と対応の線引き

明らかに不当な要求や違法な言動には、「できないことはできない」と毅然と伝えることも必要である。執拗な要求や暴言等が続く場合は、必要に応じて警察・弁護士等への相談も検討する。

6) 個人情報・プライバシーの保護

指導者や学生の個人情報がSNS等で拡散される場合は、速やかに削除要請や法的措置を検討する。

3・スポーツ統括部局が担うべき役割

(1) 相談窓口の周知・活用

スポーツ統括部局は、各大学内または UNIVAS に設置された相談窓口を学生に周知し活用することにより、重大な問題の発生を未然に防ぐよう努めるべきである。具体的には、相談窓口が大学内のどこに設置され、相談できる曜日や時間はいつなのか、どのような方法（メール、電話等）で相談できるのか、どのようなことが相談対象となるのかなどの情報を、ホームページや学内掲示を通じて、積極的に周知することに努めるべきである。そのような対策は、「いかなるハラスメントも暴力も許されない」という大学の方針を学内外に伝えることとなり、ひいては安全安心な大学スポーツ環境の整備につながっていくと考えられる。

(2) 相談・対応体制の整備

スポーツ統括部局は、大学内にある相談窓口や問題対応にかかわる部署・委員会等と、日頃から緊密な連携をとっておくことが望ましい。具体的には、ハラスメントや暴力防止のためのガイドラインや、対応が必要な事案が生じた際のマニュアル等を関係者とともて作成しておくことが望まれる。さらに、防止・対策のための意見交換を図ったり情報共有のために定期的な会合を開いたりするなど、緊急時に十分な対応ができるよう、事前に準備をしておくことが重要である。

(3) 研修会の実施

スポーツ統括部局は、ハラスメントや暴力防止のための研修会を定期的実施することが望ましい。その際、研修の実施が形骸化しないよう、グループワークを実施したり、研修対象を分けたり（大学の管理職を対象とした研修、指導者等を対象とした研修、学生を対象とした研修等）して、研修の活性化に配慮することが期待される。

ハラスメントや暴力防止のために、スポーツ統括部局で働く人たちも相談支援に係る研修を実施することが望ましい。相談者がスポーツ統括部局に直接相談に来た場合、個人情報漏洩しないよう徹底した体制を準備しておくことはもちろんのこと、最初の面談で相談内容や必要としていることを聴き出し、専門機関や学内の部署へ紹介する役割が求められる。また、時には、相談者の代弁や擁護という形で支援する役割も、スポーツ統括部局で働くスタッフに求められる可能性がある。したがって、常勤の有資格者を雇用することが難しい場合は、相談対応のための内部研修が重要である。

さらにスポーツ統括部局には、大学内部で生じたスポーツ関連の不祥事を隠蔽せず、ハラスメントや暴力の処分に関する規定やガイドラインに則した方法で、迅速かつ毅然と対応していくことが求められる。また、不祥事が生じた際には、それまでの体制や規程を学内における関連部署と一緒に見直すことも重要である。不祥事の対応については、UNIVAS 作成の「大学における大学スポーツ不祥事対応に係る手引書」も参照してもらいたい。

4・UNIVAS 相談窓口

UNIVAS では、学生のための相談窓口を開設している (<https://www.univas.jp/soudan/>)。学生が各大学やUNIVAS の相談窓口を活用することにより、未然に重大な事故や紛争の発生を防止することが期待できる。UNIVAS 相談窓口を利用できる者は「選手や、マネージャー、コーチ等の学生スタッフとして、UNIVAS に加盟する大学または競技団体に所属し、大学スポーツに取り組む学生または大学卒業もしくは所属後3年を経過しない方、その保護者、指導者及びチームスタッフ」と広範囲に定められており、多くの対象者が利用できる仕組みとなっている。大学スポーツに関する事項であれば、原則としてすべて相談対象としており、幅広い対応がなされている。

また、相談に際して外部の弁護士が対応することで、情報管理の徹底はもちろんのこと、客観的な対応が期待できることも特徴の一つである。相談者は、所属している大学や競技団体に対しては相談しにくい事項についても、心配をすることなく相談することが可能である。

第8章 | ガバナンス向上のための取組

1・総論

スポーツは、心身の健全な発達、自律心その他の精神の涵養等を目的とする活動であり、大学の運動部における活動は、所属する部員が心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。このような運動部における活動の価値を実現するためには、大学の運動部において安全かつ公正な環境の下でスポーツを楽しむことができる機会が確保されなければならない（スポーツ基本法前文参照）、その前提として、運動部が適切に運営されていることが求められる。

運動部のガバナンス体制が適切に機能することで、ハラスメントや暴力はもちろん、近年問題となっている「飲酒・喫煙」「SNSでの誹謗中傷」「薬物利用」「闇バイトなどの犯罪行為」といった不祥事件の未然防止が図られ、部員が安心して学業やスポーツに専念できる環境が整う。これらの不祥事件が発生し、初動対応が遅れると、運動部の活動停止や解散といった重大な事態に発展するおそれがあることを強く認識しなければならない。大学及び運動部のガバナンス向上は、大学スポーツ全体の発展に寄与するものである。本ガイドラインでは、ガバナンスを「正常な運動部活動を持続的に行うための仕組み」と定義し、大学及び運動部のガバナンス向上のための取組について説明する。

2・部則及び寮則の必要性

(1) 必要性

1) 部則

【運動部に求められる対応】

運動部のガバナンス確立のためには、運動部による部則の整備が推奨される。部則にて、運動部の運営に必要な事項を明文化することにより、運動部運営の公正性及び透明性を担保することができる。作成後は、入部時等、部内で定期的に部則を確認する仕組みを構築することも必要である。

有事の際には、運動部の規律確保の観点から、運動部がその構成員を処分することも考えられる。運動部が独自に処分するにあたっては、適正手続の観点から、合理的な処分事由、処分内容、処分手続を明記した処分規定を策定し、その処分規定を関係者（部員、指導者等）に周知することが重要である。

なお、定期的に部則の内容を見直し、より実態に則したものに更新することも肝要である。部則の改訂を行う際には、民主的側面を担保するためにも、部員への説明を徹底し、適切な方法で合意形成を行う等、学生が納得した上での活動となるように配慮する必要がある。

部則の具体的な内容については、UNIVASが発行する「UNIVAS 大学運動部におけるガバナンス向上のための手引書（2023年3月発行）」等を参照されたい。

<部則の記載内容(例)>

- 目的、理念、活動指針等
- 入部資格、入部・休部・退部の手続
- 部費(金額、支払い方法等)
- 部員の遵守事項・禁止事項
- 活動資金の管理・支払手続
- 運動部の予算、決算、運営方針等の決定手続
- 運動部の運営に係る役割分担
- 処分(処分事由、処分の種類・内容、刑事裁判等との関係、処分手続、弁明機会の付与、処分通知、不服申立て等)

【大学に求められる対応】

スポーツ統括部局においては、部則を作成していない運動部に対して部則の作成を推奨し、作成後に大学に報告・提出させ、大学として内容を把握することが望ましい。

2) 寮則

【運動部に求められる対応】

運動部に関わる寮は、大学が管理・運営する場合、運動部が独自に管理・運営する場合、または両者が共同で運営する場合など、管理・運営形態が多様である。このため、各形態に応じて、別途定められたルールや規程に基づき、適切に対応することが求められる。

<寮則の記載内容(例)>

- **寮の運営**
責任者・管理者(氏名、連絡先)、入寮の選定基準、在寮期間、入寮・退寮手続、退寮基準、寮長等の選出
- **費用**
寄宿料、運営費、支払い方法、追加徴収・返金対応
- **基本ルール**
食事(提供日・時間)、ゴミの処理、共有備品・スペースの使用ルール等
- **外出・外泊**
門限の有無・時間、外出・外泊方法等
- **防犯・防災**
施錠・火気の取り扱い、避難方法・経路、避難場所、避難訓練の実施、緊急時の連絡体制
- **健康衛生管理**
体調不良時の対応、感染症対策、健康チェック
- **プライバシーの尊重**
個人情報の管理、外来者の入館、郵便物・宅配物の扱い、立入制限・セキュリティ
- **禁止事項**
禁止事項、罰則規定(基準、違反時の対応)
- **その他**
備品の管理と破損時の対応、寮費等の金銭管理、禁煙、トラブル発生時の対応(意思決定手順、対応者、処分)

【大学に求められる対応】

大学は、運動部に関わる寮の管理体制が多様であることを踏まえ、運動部の自主性を尊重しつつも、学生の生活環境

の適正な維持や安全管理を確保する立場にある。

そのため、各寮における寮則の有無及びその概要について把握しておくことが望ましく、組織としてのガバナンス強化の観点からも、適切な情報管理と状況把握を行うことが推奨される。

(2) 意思決定手続きの明確化

【運動部に求められる対応】

運動部の運営においては、予算の決定、事業年度末の決算承認、運営方針の決定など、団体として様々な重要事項について意思決定を行う必要がある。これらの意思決定は、監督等の指導者が随時判断する場合もあるが、個人の恣意的な判断を防ぐためにも、意思決定の手続きをあらかじめ部則等に明文化し、透明性を確保することが重要である。

<ポイント>

- 複数名による合議制や、幹部会等で重要事項を協議・決定すること。
- 部則や規程に、意思決定の手続きや権限の所在を明記すること。
- 総会や幹部会を設置し、部員や指導者が適切に関与できる体制を整えること。

【大学に求められる対応】

運動部にて定められた部則や重要事項を大学に報告するよう促し、可能な限り大学として運動部の動きを把握することが望ましい。

(3) 運営体制の整備

【運動部に求められる対応】

運動部の運営体制は、部員数や予算規模、部活動の性格等により異なるが、学生主体の運営と指導者による管理のバランスを取ることが求められる。

<運営体制の整備(例)>

- 運営に必要な役割(主将、副主将、主務・マネージャー、会計、広報等)を明確にし、部員に割り当てる。
- 部則等で役職名・担当業務・権限範囲を明記し、役割分担を明確化する。
- 部員が主体となる運営体制の場合、役割ごとのノウハウを蓄積・継承できる仕組みを構築する。
- 責任の大きい業務(会計、対外契約等)は指導者や事務担当者が関与し、適切な管理監督体制を構築する。

また、運営においては、透明性・公平性を確保することも重要である。

- 団体運営に関するルール(意思決定手続、役割分担等)を部則等で明文化し、部員・指導者等に周知する。
- 重要事項の決定においては、部員全体の総会や幹部会で審議・承認を得る。
- 運営に関する疑義が生じないよう、権限の所在や決定プロセスを明確にする。

【大学に求められる対応】

運動部にて定められた運営体制(役割、担当者氏名、連絡先等)及び定められたルールを大学に報告するよう促し、可能な限り大学として運動部の状況を把握することが望ましい。

(4) 活動資金の管理

【運動部に求められる対応】

団体を運営する上で、団体の活動資金を適切に管理することは極めて重要である。活動資金の管理方法も、団体によって様々な方法があり得るが、基本的な運用としては、活動資金を支出するに当たり、①事前に承認を取得するとともに、②事後に領収書等の証憑を添えて報告し、これを会計帳簿に記録するという運用が考えられる。この場合、①の承認を指導者が行ったり、会計帳簿と証憑の内容に齟齬がないかを指導者が定期的に確認したりするなど、活動資金が適切に管理されるよう指導者が関与することが考えられる。

【大学に求められる対応】

各運動部の会計管理の透明性を確保するためにも、大学にて会計ルールの設定、会計報告様式の統一、会計監査の実施等を行うことが必要である。

(5) 周知

【運動部に求められる対応】

部則及び寮則は、単に定めるだけでなく、関係者（部員、指導者等）部内及び寮内に対して適切に周知する必要がある。周知にあたっては、内容を適切に理解できるよう、可能であれば、部則及び寮則を配布するとともに内容の説明を行うことが望ましい。最低限の対応として、部則及び寮則の閲覧希望があった場合に、速やかに内容を共有できるようにしておくべきである。

<具体的な周知方法（例）>

- 入部説明会、入部式、年1回の全体ミーティング等での配布・説明
- 紙媒体での配布
- データでの共有
- 部室や寮に掲示

【大学に求められる対応】

各運動部や寮にて定められた部則及び寮則を確実に周知徹底するためにも、上記対応を行うよう、推奨することが望まれる。

3・外部から提供された活動資金の管理

学生が運動部活動を行うにあたっては、選手登録費や用具代、保険代、合宿費、遠征費等、様々な活動費用が必要となる。これにより、学生の経済的負担の軽減を目的として、企業等外部団体との契約やOB・OGからの寄付金等によって活動資金の援助が行われることが考えられる。契約金と寄付金の違いについては下表を参照されたい。

表 契約金と寄付金の違い

種類	特徴
契約金 (スポンサー契約)	<ul style="list-style-type: none">● 対価性がある。(広告、宣伝、販売促進等、企業側の経済的メリットを目的としたケースが多い。)● 具体的な「サービス」や「権利」を提供(ロゴ掲出、HP・SNS・パンフレットへの掲載、会場アナウンス、商品提供の独占権 等)● 契約書で権利義務が明確に定められる(期間、露出内容、金額 等)
寄付金	<ul style="list-style-type: none">● 対価性がない。または、ごく軽微である。(学生の活動支援の側面が強い。)● 用途は原則として受け手側が決められる。(あらかじめ用途が特定されている寄付金もある。)● 寄付の条件として名称の表示等があっても、あくまで「謝意の表明」程度に留まるケースが多い。

(1) 外部から提供される活動資金の種類

1) 契約金(スポンサー契約)

運動部活動を行うに当たっての活動資金を得るために、スポンサーとの間でスポンサー契約を締結する場合がある。当該スポンサー契約において、スポンサーが運動部に対し、協賛金、物品・サービスその他の利益を提供する一方で、運動部がスポンサーに対し、運動部の関連施設・設備や権利等の利用権等を付与し、又は一定の義務を遵守する旨が定められる。

【運動部に求められる対応】

運動部はスポンサー契約をした場合には、原則、大学に報告することが推奨される。なお、運動部が独自に決定することができないような協賛内容に関しては、必ず事前に大学の許可を得るべきである。

加えて、運動部が加盟している競技団体においてスポンサー契約の内容と抵触する規程が定められていないかを確認する必要がある。また、金銭ではなく物品が提供される内容のスポンサー契約においては、他社製品を一切使用できない旨の条項が定められることがある。かかる条項は、部員が当該物品提供を含めた個人スポンサー契約を締結している場合に契約が両立し得なくなるほか、各部員の物品使用の希望と合わない場合が生じ得る点に留意が必要である。

【大学に求められる対応】

スポーツ統括部局は、運動部とスポンサーとのスポンサー契約締結に係る学内ルール及び規定の策定に関与するとともに、運動部の相談窓口となり、適切なスポンサー契約の締結を支援することが望ましい。また、運動部から報告されたスポンサー契約に関する情報を整理・集約し、契約条件に沿った活動が履行できるように運動部を支援することも望まれる。大学法人が主体となってスポンサー契約を締結する場合、学内の各種契約業務を所掌する部署等と連携して、スポーツ統括部局が情報を管理し、契約内容の調整を担当することが望ましい。

2) 寄付金

大学スポーツにおける寄付金は、主にOB・OG、保護者等が、学生のスポーツ環境の向上や運動部活動の発展を願って拠出するものであり、その用途や管理においては透明性が強く求められる。

【運動部に求められる対応】

寄付金を部活動の運営に充てる場合、寄付金の位置づけや目的、具体的な用途を明確にすることが求められる。その際、運動部の中長期的な目標と結びつけて説明できるようにしておくことが重要である。

運動部独自で寄付金を募る場合には、コンプライアンス意識を持った対応が求められる。大学の寄付金規程やガイドラインを遵守し、寄付金を受け取る際には、部員や指導者の個人口座への振り込みや現金手渡し等を避けることが肝要である。やむを得ず現金を受け取る場合は受領書を発行するなどの対応が必要である。また、得られた寄付金の金額、具体的な使途・実績、支援者等を整理し、大学に報告することが望まれる。

【大学に求められる対応】

大学が運動部向けの寄付金を募る場合、抜け漏れなく管理をするためにも、運動部向け寄付金に関するルールや規程を整備することが求められる。寄付金の受付窓口、種類（一般寄付、指定寄付、使途指定寄付等）、税制優遇（寄付金控除等）の取り扱いを明文化し、寄付金に関するガイドラインを作成することが望ましい。

運動部が独自で寄付金を募る際、適切に管理・運営できるように、大学は運動部に対して情報提供やサポートを行うことも重要である。具体的には、説明会や研修会にて、寄付金を募る際のルールや会計処理、税制、広告・スポンサーとの違い等を教育し、必要に応じて寄付募集文書や御礼状、収支報告書のひな形を提供することが考えられる。加えて、相談窓口を明確にし、運動部からの相談に迅速に対応できる体制を整えることも重要である。運動部が寄付金を受けた場合には、原則大学に報告するよう促すことも肝要である。

(2) 税制上のリスク

【学校法人・大学本体が受け取る場合】

学校法人は原則として法人税が非課税だが、収益事業（法人税法施行令34条）に該当すると課税対象となる。例えば、ユニフォーム等に企業ロゴを掲載し、明確な広告対価として金銭を受け取った場合、「請負業」に該当する「法人税の収益事業」とみなされ、課税される可能性がある。

また、寄付金を受け取った場合、消費税は非課税である。しかし、「寄付金」として資金を受け取った場合でも、実態として寄付者の社名やロゴをユニフォームやHP等に継続的かつ目立つ形で掲載した場合には、対価性あるとみなされ、寄付金ではなく「消費税の課税対象となる取引」等として課税されるケースがある。

リスクの低減のためにも、あらかじめ寄付金規程等にて、寄付金を受けた場合の対応（活動報告やお礼状の送付等）を定めることが推奨される。なお、個別の対応については、大学で契約する顧問税理士等の有識者に確認の上、判断することが望ましい。

<収益事業（法人税法施行令34条） 34種>

1 物品販売業	10 請負業	19 仲立業	28 遊覧所業
2 不動産販売業	11 印刷業	20 問屋業	29 医療保健業
3 金銭貸付業	12 出版業	21 鉱業	30 技芸教授業
4 物品貸付業	13 写真業	22 土石採取業	31 駐車場業
5 不動産貸付業	14 席貸業	23 浴場業	32 信用保証業
6 製造業	15 旅館業	24 理容業	33 無体財産権の提供等を行う事業
7 通信業	16 料理店業 その他の飲食店業	25 美容業	34 労働者派遣業
8 運送業	17 周旋業	26 興行業	
9 倉庫業	18 代理業	27 遊技所業	

【運動部が受け取る場合】

学生個人が金銭や物品を受け取る場合、原則「雑所得」とされるが、一定規模及び継続性があると判断されると「事業所得」と認定される可能性がある。また、無償提供された用具やウェア等も経済的利益とみなされ、所得税の課税対象となる。

「奨学金」と称していても広告出演・SNS投稿義務があると給与・対価性所得扱いとなる場合があるため、留意が必要である。

1・不祥事対応の必要性

近年、ハラスメントや暴力行為といった運動部における不祥事事件が相次いで発生している。運動部をはじめ、大学において不祥事が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとられなければ、被害者の被害回復が遅れ、周囲の学生を含め影響が拡大し得る。また、大学の対応が遅れた結果、加害者が更なる不祥事を起こし、その結果、より重い処分を受ける可能性もある。とりわけ、学業や部活動を通じて人間形成を図る過程にある学生が被害者や加害者となる場合には、大学の対応の遅れにより、彼らの教育を受ける機会や成長する場が制限されてしまうことも懸念される。また、不祥事が明るみになって初めて大学がそれを把握する事態となれば、大学側の管理運営体制そのものに疑問が呈され、その社会的信用が大きく毀損されることにも繋がりがかねない。

したがって、大学及び運動部における不祥事を未然に防ぐとともに、不祥事が発生した場合には、大学及び運動部の迅速かつ適切な対応が求められている。なお、本ガイドラインにおける「不祥事」を、「大学による処分が行われる事案」と位置づける。

2・不祥事対応マニュアルの策定・周知徹底

大学及び運動部は、不祥事を未然に防ぐとともに、それが発生した場合に早期に事実関係を把握し、迅速かつ適切な対応を実施する一つの方策として、平時から、不祥事が生じた場合の対応フロー、危機管理体制の在り方を十分に議論し、不祥事発生時に拠りどころとすべき不祥事対応マニュアルを策定し、これを周知徹底することが望ましい。

運動部においては、策定された不祥事対応マニュアルを年1回以上確認する機会を設けて、部内に周知徹底することが望ましい。

3. 不祥事対応フロー

不祥事対応の内容をまとめたフローチャートは下図のとおりである。

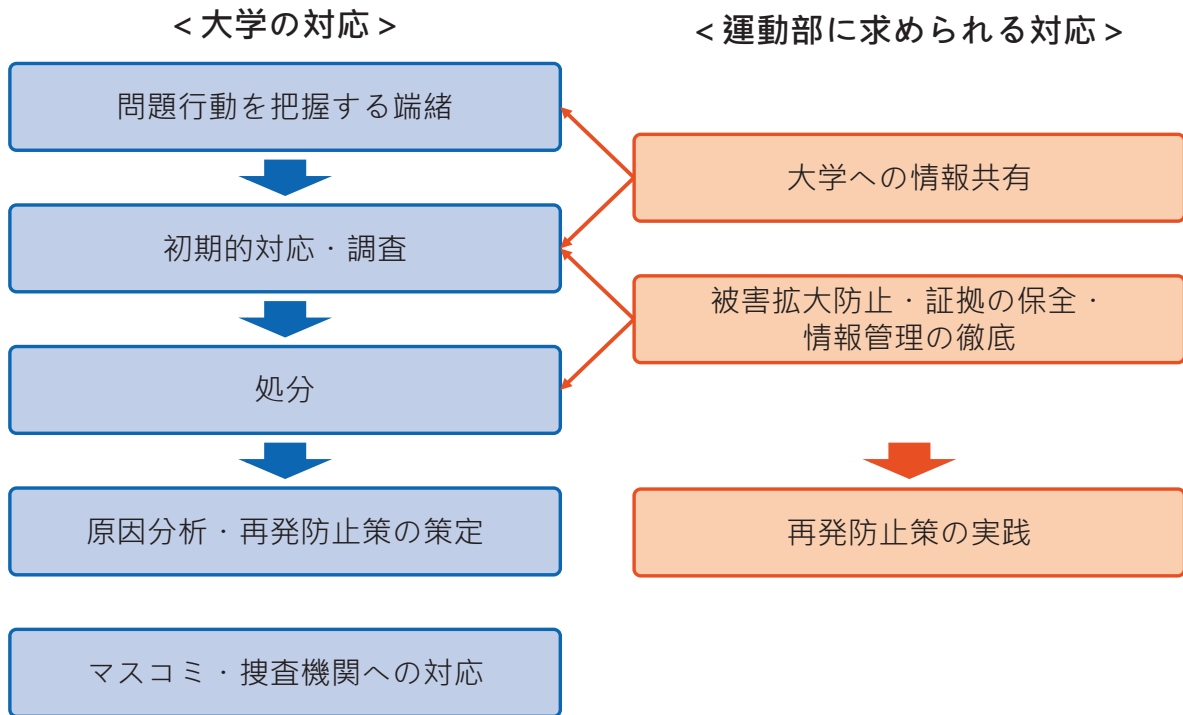


図 不祥事対応 フローチャート

4. 不祥事対応にあたっての大学の検討・対応事項

大学スポーツにおける不祥事対応は、学生や関係者の人権及び安全を守るとともに、大学及び運動部の社会的信頼を維持するために極めて重要である。迅速かつ正確な不祥事対応を行い、再発防止に向けた具体的な施策を徹底することが、健全な大学スポーツの発展につながる。

大学及び運動部における不祥事対応の具体的な内容については、UNIVASが発行する「UNIVAS 大学運動部におけるガバナンス向上のための手引書（2023年3月発行）」及び「UNIVAS 大学における大学スポーツ不祥事対応に係る手引書（2022年3月発行）」等を参照されたい。

(1) 問題行動を把握する端緒及び大学への情報共有

1) 問題行動を把握する端緒

不祥事が発生した場合に迅速かつ適切な対応をとるには、早期に不祥事を把握することが重要である。不祥事の発覚の端緒は、内部通報、不祥事関与者による自主申告、マスコミ報道や捜査機関による捜査など様々であるが、通報窓口を設置して内部通報を受け付けることは特に有用であると考えられる。

2) 運動部から大学への報告の義務付け

運動部内において発生する不祥事についても、迅速かつ適切な対応が求められるが、運動部が課外活動団体であることもあって大学が事実関係を把握していない、又は把握するのに時間がかかる場合も想定される。

運動部に不祥事が発生した場合、大学としては、当該運動部の指導者、責任者が不祥事を把握した場合には速やかに大学に報告する義務を負わせることが望ましい。

なお、指導者が内部指導者である場合には、あらかじめ業務命令として報告義務を定めておけばよいが、外部指導者に報告義務を課す場合には、事前に契約書や誓約書、規程等にその旨を明記しておく必要がある点に留意が必要である。

(2) 初期的対応・調査

1) 初期的対応

不祥事が発覚した後、事案の調査を行う必要があるが、組織的かつ実効的に調査を行うには、速やかに適切な調査体制を構築する必要がある。調査体制をどのように構築するかは事案に応じて異なるが、その判断にあたっては、同種事案を数多く扱っている専門家に意見を求めることが望ましい。

また、被害拡大防止、証拠の保全などのためにも、不祥事が発覚した直後、まずは、大学において、加害者と被害者が接触しないような措置や、不祥事に関わった学生や教職員、指導者らの大学、部活動への参加の停止措置等を検討することが考えられる。時間の経過によって証拠が散逸し、不祥事を起こした当事者らによる証拠隠滅がされる可能性もあり得ることから、大学において速やかに適宜の方法で証拠を保全することも大切である。

さらに、不祥事に関する情報を共有する範囲を必要最小限に限定し、情報を共有した者にも守秘義務を負わせるなどして情報管理を徹底させるとともに、不正確な情報や最新でない情報が漏洩して学内に混乱や二次的被害を生じさせないようにすることも重要である。

2) 調査

不祥事の事実を確認した上で、問題行動を起こした者へのヒアリングを行い、違反した事実及びその経緯や動機等を確認することが肝要である。また、当事者が複数いる場合、一方当事者のみからヒアリングするのではなく、関与する当事者全員をヒアリングすることが必要である。ヒアリングにて得られた供述等を前提に、社会常識や経験則に照らして合理的な事実認定を行う必要があり、結論ありきで、反論によって容易に覆るような強引な事実認定は厳に避けるべきである。

また、不祥事の事実を認定する上で、関係者の供述とともに、客観証拠の収集が重要となる。客観証拠は、事案の関係資料、作成書類、不祥事に使用された物件のほか、大学が貸与したパソコンや携帯電話機を使った通信履歴・各種データ、メールデータサーバー、防犯カメラ映像等、様々なものが考えられる。これらの客観証拠は、不祥事を起こした当事者らにより証拠隠滅がなされる可能性が否定できず、また、通信状況の記録（通話履歴、メールデータなど）や防犯カメラ映像等は時間の経過と共に自動的に書き・消去されてしまうシステムとなっている場合もあるため、早期に収集・保全し、必要に応じて解析・精査することが重要である。

(3) 処分

大学による処分は、調査及び調査に基づく事実認定をした上で、以下の適正手続に則った処分を行うことが望まれる。

① 合理的な処分規程の存在

処分を行うには、処分を行うことができる旨が定められた規程や契約上の根拠が必要となる。

② 処分規程が周知されていること

被処分者側の予見可能性を確保し、不当な処分を防止するためにも、処分規程があらかじめ周知されている必要がある。

③ 処分事由の該当性

対象となる行為が処分規程の処分事由に該当することが必要である。

④ 処分内容の相当性

処分を行う場合は、不祥事の性質、態様等に照らして社会通念上相当な処分である必要がある。

⑤ 処分手続の相当性、処分の告知及び不服申立て

処分を行う場合には、その手続も適正である必要がある。具体的には、①手続規定自体が制定され周知されていること、②処分を行う側の独立性・中立性を確保すること、③処分を受ける者に対して弁明の機会を与え、処分結果及び処分の対象となる行為を書面で告知すること、④処分に対する不服申立て制度を整備し、その内容について処分を受ける者に書面で告知することなどが必要である。

(4) 原因分析と再発防止策の策定

問題行動を把握した場合、将来の運動部の運営や部員の活動を守るためにも、同種事案の再発を防ぐ必要がある。再発を防ぐには、問題行動を起こした当事者との面談等を通して、問題行動を起こした背景や未然に防げなかった原因等、事案の本質に向き合った原因の分析や実効性のある再発防止策を策定し、周知徹底及び実践させ続けることが必要不可欠である。短期的でなく、中長期的にみて再発防止策が徹底されているかの追跡調査を行うことも望まれる。不祥事の場合の再発防止策の例としては、以下に示すようなコンプライアンス研修等の実施や、厳正な処分とその周知があげられる。

<コンプライアンス研修の内容(例)>

- 暴力行為やパワハラ・セクハラc
- 未成年者飲酒・喫煙
- SNS
- 違法薬物
- 個人情報保護
- その他の違法行為
- ドーピング・八百長等の競技に係る不正行為 など

(5) 関係機関との連携、マスコミ・捜査機関への対応

1) 関係機関との連携

運動部における不祥事が発覚した場合、調査状況や調査方法等に関して、当事者ではない部員や保護者等の関係者に対して不安を抱かせないよう、また、誤った情報が発信されることによる二次被害を防ぐためにも、大学、運動部、学生らとの間で連携を図る必要がある。

また、不祥事が発生した場合には報告義務を課している競技団体もあるため、速やかに競技団体に対して報告・連絡を行い、その後の対応について協議する必要がある。

2) マスコミ・捜査機関への対応

事案によっては、マスコミへの対応が求められることもある。マスコミ対応をする窓口を一本化し、最新の正しい情報が集約される体制の構築や、正確な情報を提供するためのポジションペーパーや想定問答集の準備が求められる。

また、多くはないものの、不祥事が犯罪行為に該当する場合には、捜査機関への対応も必要となる。大学が犯罪行為に該当する不祥事を把握した場合については、被害拡大や罪証隠滅行為の防止に加え、大学側が隠ぺいしたとの批判を受けないためにも、捜査機関への通報や、自らが被害者であれば告訴・被害届を提出するのが通常である。

5・不祥事が発生した場合に運動部に求められる事項

(1) 大学への情報共有

運動部において問題行動を把握した場合、迅速かつ正確に大学への情報共有を全うすることが重要である。特に、問題行動の内容が法令や学則に違反するなど、大学においてもその処分を検討する必要がある内容である場合には、仮に大学の規程等により明文で大学への報告義務が定められていなくとも、当該事実を認識した後、速やかに大学に情報を共有することが必要である。

(2) 被害拡大防止・証拠の保全・情報管理の徹底

問題行為を把握した後、調査及び処分を行うまでに期間が空いてしまう場合も考えられる。その間に被害が拡大するおそれや証拠隠滅がなされるおそれ、情報漏えいにより二次被害が生じるおそれがある。事案に応じて、大学とも連携しながら、以下の措置をとることが考えられる。

表 調査・処分の実施までに、必要に応じて運動部に求められる事項

求められる事項	措置
被害の拡大防止	● 加害当事者とされる者に対する一時的な部活動への参加停止措置等の検討 等
証拠隠滅の防止	● SNS や SMS 等の当該投稿やメッセージの保存等の証拠保全等
情報漏えいによる二次被害の防止	● 部内における情報共有の範囲の必要最小限化 ● 情報を共有した者に対する情報管理の徹底 等

(3) 再発防止策の実践

問題行動を把握した場合、将来の運動部の運営や部員の活動を守るためにも、同種事案の再発を防ぐ必要がある。再発を防ぐには、大学が検討した再発防止策をよく理解した上で、部内へ周知徹底した上で、実践し続けることが重要である。学内にてコンプライアンス研修等の研修会が開催された際には、積極的かつ確実に受講することが重要である。

UNIVAS SSC制度

1・UNIVAS SSC(安全安心認証)とは

UNIVASでは、運動部学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備するため、日本初の安全安心認証「UNIVAS SSC」制度を制定した。本ガイドラインで推進すべき13項目を「評価項目」として設定し、一定の基準を達成すると「UNIVAS SSC」(安全安心認証) (以下、UNIVAS SSC) が付与される。これにより、大学及び競技団体による主体的な安全・安心環境の整備を推進することができる。「UNIVAS SSC」制度の申請方法や評価項目等の詳細については、UNIVASのホームページを参照されたい。

表 UNIVAS SSC制度の概要

項目	内容
名称	安全安心認証「UNIVAS Safety and Security Certification」(UNIVAS SSC)制度
概要	・ UNIVAS が策定した「UNIVAS 安全安心ガイドライン」の取組項目を「評価基準」として設定 ・ 会員大学及び競技団体は、「評価基準」を充足することで「安全安心認証 (UNIVAS SSC)」を取得
目的	・ 「UNIVAS SSC」を通じてコンサルティングする事によって、大学及び競技団体の安全安心に係る環境整備を促進する
取得費用	無料
対象	UNIVAS 加盟の大学・競技団体
申請から認証付与までの流れ	①個別説明会 ②申請 ③評価シート提出 ④審査実施 ⑤審議 ⑥認証付与

2・UNIVAS SSC取得のメリット

UNIVAS SSCを取得するメリットは以下の通りである。

- 運動部活動の運営における安全体制を確立できる。
- 学生及び教職員の運動部活動の安全安心に対する意識を向上させられる。
- 認証取得後、運動部活動の安全安心環境を確立していることをブランディングできる。

3・評価項目

本ガイドラインの取組項目をUNIVAS SSCの評価基準として設定している。会員大学及び競技団体は、下表に示す評価基準を充足することで「UNIVAS SSC」(安全安心認証)を取得することができる。

表 UNIVAS SSC評価項目

項目	詳細
リスク全般	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部を取り巻くリスク全般の洗い出し ・運動部の事故のリスク全般に対応するための担当者の配置
事故情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部での活動中に発生した事故情報の報告に関する基準を設け、情報収集、集約のスキームの構築
予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の学生、指導者、事務局職員から施設・設備・用具の破損、危険性に対する改善要望が上がってきた場合の対処
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の学生、指導者の保険加入状況（加入の有無と加入保険の補償範囲把握）の確認
文書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の事故防止に関する安全管理意識の向上を図るための、マニュアルや啓発文書等の作成
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の指導者に対する安全管理意識の向上を図る研修 ・運動部の学生に対する安全管理意識の向上を図る研修
事故情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の学生、指導者、事務局職員等に対して、安全管理や事故情報などの提供
責任体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の責任体制の明確化
再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部の活動中に発生した事故の原因究明・再発防止策
ハラスメント防止体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部に適用可能なハラスメント防止に関する文書等を作成し、運動部の学生、指導者、事務局職員に対して研修の実施 ・ハラスメントに関する相談窓口（内部、外部何れも可）を設置し、運動部の学生、指導者、事務局職員に対して、いつでも利用できるような環境の構築

1. 大学におけるハラスメント防止規程(例)

大学におけるハラスメント防止規程(例)

(目的)

- 第1条 本規程は、〇〇大学学則第〇条及び就業規則第〇条の規定に基づき、〇〇大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントを防止するとともに、ハラスメントが発生したときに適切な対応を行うことを目的として、ハラスメントの防止及び対応に関して必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- ① ハラスメント
本規程において、ハラスメントとは、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメントのことをいう。
 - ② パワー・ハラスメント
本学において行われる、優越的な関係を背景として、教育・研究・課外活動・就業上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、相手に身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・課外活動・就業の環境を害することをいう。
 - ③ セクシャル・ハラスメント
本学において行われる、性的な言動により、相手に不利益を与え、あるいは身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・課外活動・就業の環境を害することをいう。
 - ④ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
本学において行われる、妊娠・出産等に関する言動又は妊娠・出産・育児・介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により、相手に身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・課外活動・就業の環境を害することをいう。
 - ⑤ その他のハラスメント
パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント以外の、本学において行われる、不適切な言動により、相手に身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・課外活動・就業の環境を害することをいう。

(適用範囲)

- 第3条 本規程は、本学の教職員、学生、その他関係者(課外活動の指導者、本学の施設・機関を利用する者等を含む。以下総称して「構成員」という。)に適用される。
- 2 本規程は、学内・学外、正課・課外、授業時間中・授業時間外、勤務時間中・勤務時間外等、時間や場所を問わず適用される。

(本学の責任と構成員の義務)

- 第4条 学長は、本学におけるハラスメントの防止に関する施策を統括する全般的な責任を負う。
- 2 各部局等の長は、当該部局等におけるハラスメントの防止に関してその施策を具体的に実施する責任を負う。
 - 3 本学の教職員及び課外活動の指導者は、ハラスメントのない良好な環境を確保するよう普段から努め、身近にハラスメントが生じた際には、問題解決のため迅速かつ適切に対処する責任を負う。
 - 4 本学の構成員は、個人としての人格を相互に尊重することに努めるとともに、ハラスメントを防止することに努める義務を負う。

(禁止行為)

- 第5条 本学の構成員は、他の構成員に対して、第2項から第4項までの行為を行ってはならない。
- 2 パワー・ハラスメントに関する以下各号の行為
 - ① 物を投げつける、殴る、足蹴りするなどの身体的攻撃
 - ② 人格・存在・能力を否定するような言動をする（相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。）、必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す、面前で大声で叱責するなどの精神的な攻撃
 - ③ 長時間にわたり別室に隔離する、無視をする、他の構成員との接触を禁じて孤立させるなどの人間関係からの切り離し
 - ④ 長期間にわたり本来の学業・仕事・活動とは無関係な作業を命じる、達成不可能な課題を課す、一人ではできない量の仕事・課題を押し付けるなどの過大な要求
 - ⑤ 自分の意に沿わない者に対して仕事や役割を与えない、能力や経験とかけ離れたことを行わせるなどの過小な要求
 - ⑥ 本人の了解なく私物を見る、撮影する、機微な個人情報（性的指向や性自認を含む。）を第三者に暴露するなどの個の侵害
 - ⑦ その他、前各号に準ずる行為
 - 3 セクシャル・ハラスメントに関する以下各号の行為
 - ① 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布する、性的な冗談やからかいをする、服装・身体・外見に対して性的な批評を行う、個人的な性的体験談を話したり、尋ねたりするなどの性的な内容の発言
 - ② 性的な関係を強要する、必要なく身体に触れる、わいせつな図画を配布・掲示する、身体を執拗に眺め回すなどの性的な行動
 - ③ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った構成員に対して、不利益を与える行為
 - ④ その他、前各号に準ずる行為
 - 4 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに関する以下各号の行為
 - ① 妊娠・出産等したことにより、不利益な取扱いを示唆する言動
 - ② 妊娠・出産したことに対する嫌がらせ等
 - ③ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用に関し、不利益な取扱いを示唆する言動

- ④ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ⑤ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ⑥ その他、前各号に準ずる行為

(周知・啓発)

第6条 本学は、構成員に対し、ハラスメントの発生を防止するために周知・啓発に努める。

(相談対応)

第7条 本学はハラスメントに関する相談（苦情を含む。）を受け付ける学内の相談窓口を設置し、その責任者を定める。当該責任者は、相談員を選任し、学内の相談窓口の対応に当たらせる。

- 2 本学は前項とは別に、本学の指定する弁護士による学外の相談窓口を設置する（以下前項の学内の相談窓口と合わせて「相談窓口」という。）。
- 3 本学の構成員（被害者に限らない。）は、顕名又は匿名にて、ハラスメント（ハラスメントに該当するか微妙な場合も含む。）の相談を相談窓口に出すことができる。
- 4 相談窓口は、相談者の意向を確認した上で、相談に係る事案の解決のために必要と認めるときは、関係部局、管理監督する立場の者及びその他関係者に依頼して、職場環境、教育・研究環境、課外活動の環境及び人間関係の改善などの解決のための調整を行うことができる。また、必要に応じて産業医及びカウンセラー等の相談窓口、関係機関の窓口を教示し、あるいは連携して対応を行う。

(調査対応)

第8条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査し、その後に必要な措置を講じるため、当該事案ごとに、ハラスメント調査委員会を設置することができる。また、ハラスメント調査委員会の設置に代えて、又はその設置とともに、弁護士その他学外の専門家に調査の全部又は一部を依頼することができる。

- 2 ハラスメント調査委員会は、学長が指名する3名以上の委員をもって構成する。必要に応じて、弁護士その他学外の専門家を委員として指名することができる。なお、委員は、当該対象事案について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない者でなければならない。
- 3 ハラスメントの被害を受けたとする者は、本人の努力や前条の調整によって問題が解決せず、あるいは解決困難な場合には、相談窓口を通じて、学長又は〇〇部局長に対してハラスメント調査委員会の設置を申し立てることができる。
- 4 ハラスメント調査委員会は、必要に応じて、被害を受けたとする者、ハラスメントをしたとされる者、関係部局及び関係者に対し、事情聴取をし、関係資料の提出を求めることができる。
- 5 前項により事情聴取を求められた本学の構成員は、正当な理由がない限り、これを拒否してはならない。
- 6 ハラスメント調査委員会は、調査の過程で、必要と認めた場合、被害を受けたとする者とハラスメントをしたとされる者との間を調整し、あるいは関係部局及び関係者における調査や

調整（就学・就労・課外活動における措置又は配慮を含む。）を行うことを要請することができる。

- 7 前項により要請を受けた関係部局及び関係者はこれに協力し、調査及び調整の内容や結果につきハラスメント調査委員会に報告しなければならない。
- 8 ハラスメント調査委員会は、調査が終了した後、可能な限り迅速に、ハラスメントの該当性や、事案の解決に必要なと認められる措置案について意見を付して、調査結果を学長に報告する。

（本学の措置）

- 第9条 学長は、前条のハラスメント調査委員会からの調査結果について、必要と認める範囲で、被害を受けたとする者及びハラスメントをしたとされる者に通知する。
- 2 学長は、前条のハラスメント調査委員会からの調査結果を受けて、ハラスメントの該当性を判断し、相当と認めるときは、ハラスメントをしたとされる者、関係部局及び関係者に対して必要な措置を決定し、実施する。なお、懲戒処分及び人事上の措置を行う場合には、別に定める手続に従う。
 - 3 学長は、前項の必要な措置を実施する場合、その内容及び理由を、本学の内外に公表することがある。なお、公表の際は、対象者等の名誉、信用及びプライバシーに配慮するものとする。その他、懲戒処分及び人事の措置を行う場合には別に定める手続に従う。

（守秘義務及びプライバシー保護）

- 第10条 本規程に基づく相談又は申立ての手続に関与した者（以下「関与者」という。）は、正当な理由なく、その手続きにおいて知り又は知り得た情報を他に漏らしてはならない。その構成員としての地位を解かれた後も同様とする。
- 2 関与者は、相談者や被害を受けたとする者も含め関係者のプライバシーを保護し、人権を侵害しないように最大限の配慮を行う。

（不利益取扱いの禁止）

- 第11条 ハラスメントをしたとされる者その他本学の構成員は、相談者、被害を受けたとする者及び関与者に対し、本規程に基づき相談若しくは申立てをしたこと、又は調査に協力したことを理由に、就労、教育・研究、課外活動を行う上で、報復、嫌がらせ等の不利益な取扱いをしてはならない。

（雑則）

- 第12条 本規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

本規程は○年○月○日より適用する。

ハラスメントに関する相談窓口のご案内(例)

- 1 本大学は、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びその他のハラスメント等を含むすべてのハラスメントに関する相談窓口を次のとおり設置しております。

〇〇〇〇相談室(又は〇〇〇〇部・課)

電話番号:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス:〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

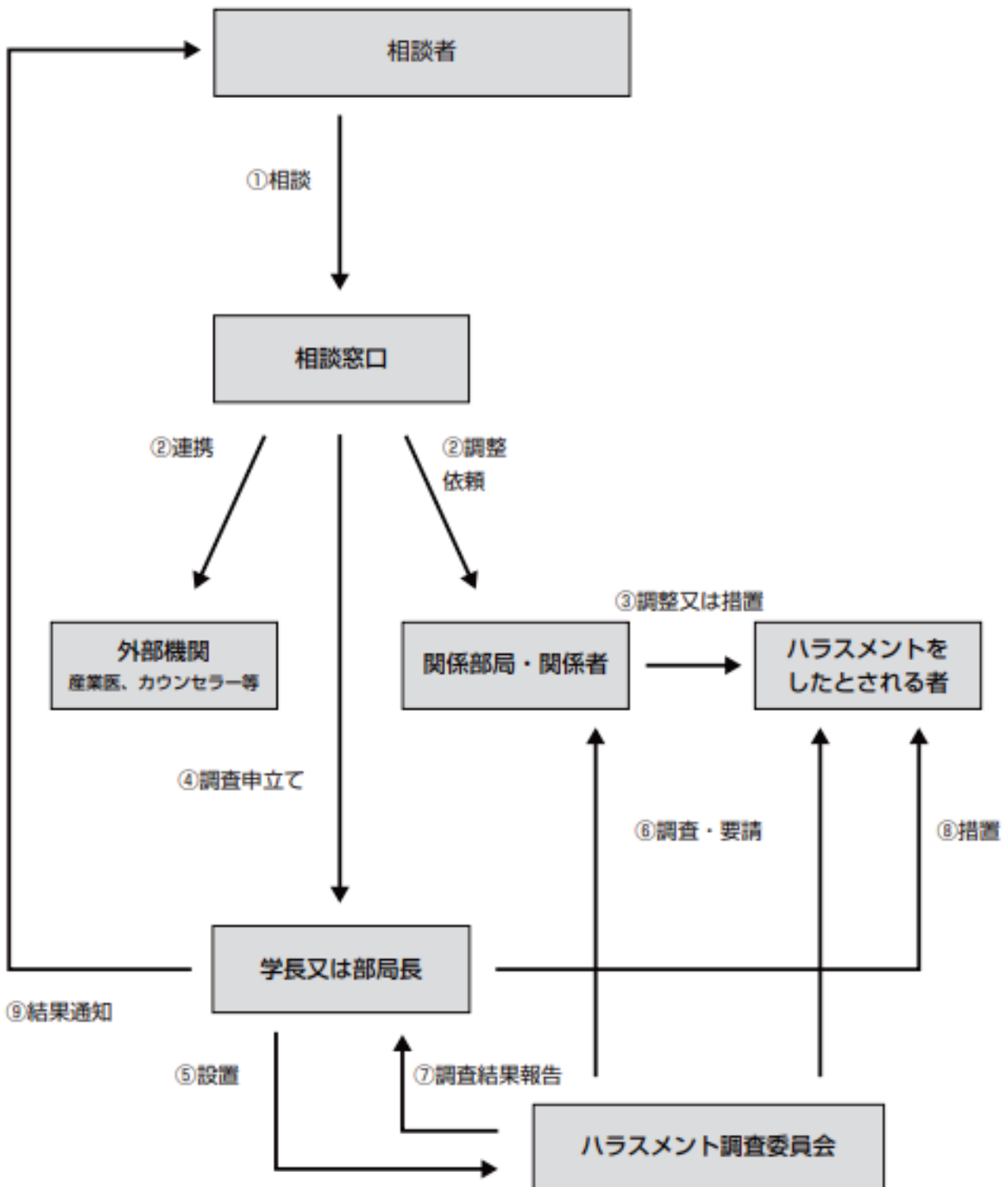
〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp(女性専用)

相談窓口の受付時間は、月曜から金曜の午前〇〇時から午後〇〇時までの間で、電話にて相談を受け付けています。また、受付時間外でも、FAX又はメールにて相談を受け付けています。

- 2 本大学では、教職員や学生はもちろん、広く大学の関係者(課外活動の指導者、本学の施設・機関を利用する者等を含む。)からの相談も受け付けております。また、相談窓口では、実際にハラスメントの被害を受けられた方だけではなく、周りで被害に気付いた方の相談や苦情も受け付けております。
- 3 匿名での相談も可能です。相談内容の秘密、プライバシーは守られます。相談者はもちろん、事実関係の確認にご協力いただいた方について、そのことを理由に学内での処分や措置等で不利益な取扱いを受けることはありませんので、どうぞ安心してご相談ください。
- 4 相談を受けた場合には、相談者の意向を踏まえ、必要に応じて外部機関とも連携しながら、学内における職場環境、教育・研究環境、課外活動の環境及び人間関係の改善等、解決のための調整を行います。また、これにより解決が難しい場合には、ハラスメントについての調査を申し出ることができます。その上で、事実関係を迅速かつ正確に確認し、ハラスメントの事実を確認した場合には、被害者に対する配慮や行為者に対する措置を講じます。
- 5 ハラスメントに関する相談窓口における相談対応の流れについては、別紙のフロー図でご確認ください。
- 6 ハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つけ、人権にも関わる社会的にも許されない行為です。これを放置すれば、職場・教育・研究・課外活動等の環境を悪化させることとなりますので、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広くご相談ください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇大学学長

相談対応フロー図



【別紙4】運動部の指導に関する業務委託契約書（例）

学校法人●●（以下「甲」という。）と■■■（以下「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委託業務）

- 1 甲は、乙に対し、甲が運営する〇〇大学（以下「大学」という。）の△△部（以下「△△部」という。）に関する次の各号に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) △△部の試合、トレーニング、合宿その他行事への参加
 - (2) △△部に所属する学生に対する技術指導
 - (3) △△部に所属する学生の生活指導
 - (4) △△部に所属する学生のスポーツ活動支援
 - (5) △△部の学外における活動を行う場合の引率及び対外的な対応
 - (6) その他甲が必要と認めた業務
 - (7) 上記各号の業務を遂行する上で必要な業務
- 2 本業務の履行場所は、甲が指定する場所とする。
- 3 乙の活動日数は、原則として週（又は月）に〇回程度とする。
- 4 乙は、独立の事業者として、乙の専門的知識及び経験を発揮して、本業務を実施するものとする。なお、甲と乙は、本業務を実施するにあたり、甲と乙との間に雇用関係が生じる余地がないこと及び甲と乙との間に労働契約が成立するものではないことを相互に確認する。

第2条（契約期間）

契約期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また、期間満了日の〇か月前までに、甲乙いずれからも申し出がなければ、本契約の有効期間を〇年間延長するものとし、以後も同様とする。

第3条（業務委託料及び支払方法等）

- 1 甲は、本業務の対価として、月額〇〇万円（税込）の業務委託料を、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 乙が本業務遂行のために必要とする、出張旅費（交通費・宿泊費に限る。）は甲が負担するものとする。
- 3 乙は、前項の経費について、事前に甲の承認を得るものとする。

第4条（遵守義務）

- 1 乙は、本契約の遂行に際し、関係法令及び大学において関係者に適用される規程を遵守しなければならない。
- 2 乙は、本業務を遂行するにあたり、△△部に所属する学生の年齢、成熟度、経験及び能力に適合した指導を行わなければならない。
- 3 乙は、本業務を遂行するにあたり、△△部に所属する学生その他関係者の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱わなければならない。
- 4 乙は、本業務に関連して、暴力・暴言、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントを一切行ってはならず、これらを許容してはならない。
- 5 乙は、大学の利益と相反する行為を行ってはならない。また、大学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるような行為や、大学の秩序、風紀又は規律を乱す行為をしてはならない。
- 6 乙は、甲から、本業務の実施状況に関して、調査、報告及び関係書類等の提出を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 7 乙は、本業務に際し、△△部、△△部に所属する学生又は指導者が以下の行為を行った若しくは関与したこと、又はこれらのおそれがあることを認識した場合には、速やかにこれを甲に報告しなければならない。甲から調査、報告及び関係書類等の提出を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
 - (1) 犯罪行為
 - (2) ハラスメントを含む違法行為
 - (3) ドーピング、試合の不正操作（八百長）等の規程等に違反する行為
 - (4) その他、社会規範に照らして不適切な行為
- 8 乙は、本契約の地位及びこれに関連して発生する一切の権利義務を第三者に譲渡、継承し、又は担保の目的に供してはならない。

第5条（守秘義務）

乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密（△△部の内部情報、試合・トレーニングに関する事項、個人情報等を含む。）を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（損害賠償）

乙は、本業務の遂行において、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、甲に対し、甲に発生した損害を賠償するものとする。

第7条（契約解除、処分）

- 1 甲乙のいずれか一方が本契約に違反したときは、他方当事者は、本契約を解除することができる。
- 2 乙が本契約に違反したときは、甲は、乙に対し、大学において関係者に適用される規程に従って、

処分を科すことができる。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲は、乙が暴力団、暴力団員、総会屋等の反社会的勢力に属し、又はそれらの反社会的勢力と何らかの関係があると認められる場合には、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

第9条（保険加入）

本業務は、個人事業主として活動を行うため、本業務に発生した事故について、原則、甲は一切の責任を負わないこととし、乙は保険などの補償制度に必要な応じて個人で加入するものとする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙双方は、信義誠実の原則に基づいて協議し、円満に解決を図るものとする。

第11条（管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、〇〇地方裁判所又は〇〇簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を所持する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲：〇〇県〇〇市

学校法人●●

理事長 〇〇 〇〇 印

乙：〇〇県〇〇市

■■■ 印

【別紙5】運動部の指導に関する誓約書(例)

私、_____は、学校法人●●が運営する●●大学(以下「貴学」といいます。)の▲▲部(以下「▲▲部」といいます。)の活動における指導者として、▲▲部に所属する学生に対して指導等の業務(以下「本業務」といいます。)を実施するに際し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 関係法令及び貴学において関係者に適用される規程を遵守します。
2. ▲▲部に所属する学生の年齢、成熟度、経験及び能力に適合した指導を行います。
3. ▲▲部に所属する学生その他関係者の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱います。
4. 暴力・暴言、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメントを一切行わず、これらを許容しません。
5. 貴学の利益と相反する行為を行いません。また、貴学の信用を傷つけ、又はその不名誉となるような行為や、貴学の秩序、風紀又は規律を乱す行為をいたしません。
6. 貴学から、本業務の実施状況に関して、調査、報告及び関係書類等の提出を求められた場合には、これらに応じます。
7. 本業務の遂行に際し、▲▲部、▲▲部に所属する学生又は指導者が以下の行為を行った若しくは関与したこと、又はこれらのおそれがあることを認識した場合には、速やかにこれを貴学に報告いたします。また、貴学から、調査、報告及び関係書類等の提出を求められた場合には、これらに応じます。
 - (1) 犯罪行為
 - (2) ハラスメントを含む違法行為
 - (3) ドーピング、試合の不正操作(八百長)等の規程等に違反する行為
 - (4) その他、社会規範に照らして不適切な行為
8. 本業務の実施期間中又は実施後を問わず、本業務に関して知り得た秘密(▲▲部の内部情報、試合・トレーニングに関する事項、個人情報等を含みます。)を第三者に漏洩せず、本業務の遂行以外の目的に使用しません。
9. 本誓約書の条項に違反した場合には、貴学において関係者に適用される規程に従って処分を受けることを確認するとともに、これにより貴学が被った一切の被害を賠償する等の法的な責任を負うことを約束します。

●●年●●月●●日

[住所]

[氏名]

印

UNIVAS 安全安心ガイドライン監修者・執筆者 一覧

川原 貴	一般社団法人大学スポーツ協会・副会長 監修
小山 勝弘	山梨学院大学 スポーツ科学部・教授 監修
三宅 仁	平成国際大学 スポーツ健康学部・教授
伊東 克	帝京大学 国際化推進室
稲葉 慎太郎	天理大学 体育学部体育学科・准教授
田中 秀治	国土舘大学院 救急システム研究科・研究科長・教授 国土舘スポーツプロモーションセンター・メディカルディレクター
中田 研	大阪大学 健康スポーツ科学教育研究環境特任教授・CP0、名誉教授（医学系研究科）
渡辺 一郎	東京都市大学 名誉教授 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 安全対策、メディカル委員会アドバイザー
小塩 康祐	TMI総合法律事務所 弁護士 一般社団法人大学スポーツ協会法務部
平 龍大	TMI総合法律事務所 弁護士 一般社団法人大学スポーツ協会法務部



UNIVAS

UNIVAS安全安心ガイドライン

2020年1月（初版）
2022年4月（第2版）
2026年5月（第3版）

編集・発行 / 一般社団法人大学スポーツ協会

安全安心委員会・安全安心作業部会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-9 私学会館別館第二ビル3階

TEL 03-3234-0800



UNIVAS